

資格によりあるいは指定により定められた活動以外の活動を、許可を受けないで行なつてゐる外国人に對しては、まず中止等を命じてその是正をはかり、これに従わないときに初めて退去強制等の対象とすることとして、外国人の在留制度の合理化をはかり、また、日本国の機関が決定した政策の実施に反對する公開の集会等を主催するなど、外国人として当然慎むべき一定の政治活動をした者に對しても、まず中止等を命じて是正をはかることができるようにしたことでありまして、この程度の規制は、主権国として当然の措置といふべきであります。

第四は、重要な犯罪について訴追されているなどの外国人について、関係機関から通知があつたときは、一定時間出国確認の手續を留保してその国外逃亡を防止し、刑事手續等を適正に実行し得るようにしたことであります。

第五は、退去強制事由に該當した外国人に對して法務大臣が与える特別在留許可に關し、その性格が法務大臣の自由裁量処分であることは、現行の出入国管理令のそれと変わりませんが、これを与える段階につき、現行制度のもとでは、必ず退去強制手續を進めた上で法務大臣が裁決する場合においてのみ行なわれ得ることとなつてゐるのを改め、違反調査の前であつても、また、退去強制令書の發付後であつても、いかなる段階においても特別在留許可を与え得ることとし、この制度適用の段階を拡大したことであります。

第六は、現行の出入国管理令では、退去強制手續を進める場合には、容疑者を必ず收容しなければならぬこととしてゐるのを改め、一定の事由が認められる場合には、容疑者を收容しないで手續を進め得ることに改めるとともに、收容できる期間も短縮し、人權の保障を全うするようにしたことでありまして。

第七は、退去強制令書が發付された者について、現行の出入国管理令では、その者の本国に向け直ちに強制送還すべきたゞまになつてゐるのを改め、退去を強制される者が自費でみずからの

希望する地域に向けて退去することのできる、いわゆる自費退去を優先させることとし、また、送還にあつては、本国に送還することができないときのみならず、本国へ送還することが適当でないといふ認めに足りる相当の事情があるときにも、本国以外の国をその送還先とすることができ、その決定にあつては、できる限り本人の希望を尊重することとして、現行制度の硬直性を改めたことでありまして。

第八は、現行の出入国管理令では、限られた在留資格についてのみ、その変更が認められてゐるのを改め、在留資格を有する者すべてについて、その変更を認め得ることとしたほか、出国猶予期間の制度を新たに設け、在留の延長が許可できない場合でも、出国準備のため六十日間までの在留を認めることとするなど、在留外国人の便宜をはかつたことでありまして。

第九は、外国において再入国許可の有効期間を延長することができるようにし、再入国の許可を受けて出国した者の外国における長期滞在を可能にしたことでありまして。

第十は、戦前から引き続きわが国に居住する朝鮮人、台湾人及びこれらの子につきましては、長年わが国に在留してわが国社会に定着してゐる特殊性を考慮して、精神障害者、麻薬中毒者、らい病患者または公共の負担になつてゐる者であることと理由としてこれらの者の退去強制をしないことを明文で規定したほか、永住者と同様、中止命令の対象となる政治活動の規制事項を適用しないこととするなど種々の特例を設け、一般外国人に比し優遇措置を講じたことでありまして。

なお、この法律案は、第六十一回国会及び第六十五回国会に提出した法律案に關して、各界から寄せられた意見について検討した結果に基づき、修正を加えて改善し、特に第六十五回国会に提出した法律案に對し、退去強制手續をより慎重に行なうこと、戦前から在留する朝鮮人、台湾人及びその子に對し、中止命令の対象となる政治活動の規制をしないこととしたほか、法律の名称も出入

国法に改めることとし、面目を新たにして今国会に提出したものであります。

以上が、この法律案の提案の理由であります。何とぞ慎重審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

引き続きまして、刑事訴訟費用等に関する法律の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明いたします。

この法律案は、刑事訴訟法第三十八条の規定によつて弁護士の中から選任される弁護人、すなわち、いわゆる國選弁護人に支給すべき旅費のうち、船賃については、裁判所が相当と認める等級の運賃によつて算定することとしようとするものであります。

現行の刑事訴訟費用等に関する法律によりまして、運賃の等級を三階級に区分する船舶による旅行の場合に國選弁護人に支給される運賃は、中級以下の等級の運賃に限られることとされておりましたが、國選弁護人の職責、社会的地位及び國家公務員等に支給される旅費額との権衡を考慮いたしまして、これを裁判所が相当と認める等級の運賃によつて算定することとし、上級の運賃を支給することもできるように改めようとするものであります。

以上が、この法律案の趣旨であります。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願いいたします。

○松澤委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。

○松澤委員長 引き続き、刑事訴訟費用等に関する法律の一部を改正する法律案について審査を進めます。

質疑の申し出がありますので、これを許します。大竹太郎君。

○大竹委員 いま問題になつておりますこの法律は、非常に簡単なものでございまして、たいして質問する点はないのであります。たまたまこの

國選弁護人が問題になりましたので、この法律には直接關係がないかもしれませんが、國選弁護人に關しまして、この際二、三質問をいたしておきたいと思ひます。

〔委員長退席、羽田野委員長代理着席〕

ところで、刑事訴訟法を見ますと、第三十八条で、國選弁護人は弁護士の中からこれを選任しなければならぬことになつてゐるようでございますが、弁護士の中から選任するのにならぬやうなやり方でやつておられるか、まずそれから伺ひたいと思ひます。

○眞家政府委員 現実の運用の問題になりますと、裁判所当局の御説明のほうがふさわしいかと思ひますが、一応法律のたゞまにございまして簡単に御説明申し上げます。

裁判所は公訴の提起があつた場合に、被告人に弁護人がついておられないときは、遅滞なく被告人に對して、いわゆる必要の弁護事件につきましては、弁護人を選任するかどうか、その他の必要の弁護事件以外の事件につきましては、國選弁護人の選任を請求するかどうかということを確認しなければならぬことになつております。この場合、裁判所は一定の期間を定めて、その間に回答するやうにということをやうでございます。

そこで、必要の弁護事件につきましては、その裁判所のきめました期間内に回答がない場合、または被告人みずからが弁護人を選任いたしません場合には、裁判所は直ちに國選弁護人を職権で選任しなければならぬということになるわけでございます。その他の任意的弁護事件につきましては、被告人が貧困その他の事由によりまして弁護人を選任することができない場合には、被告人の請求によりまして、裁判所は國選弁護人を付さなければならぬわけでございます。

國選弁護人は裁判所が選任するわけでございますが、裁判所の所在地にある弁護士のなかからこれを選任しなければならぬというものが原則でございます。裁判所の所在地に弁護士がおりません

場合には、その他やむを得ない事情がある場合も同様でございますが、その裁判所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄区域、または隣接する他の地方裁判所の管轄区域内にある弁護士の中から選任することができるということになっておるわけでございます。

以上、申し上げましたように、国選弁護人は裁判長が弁護士の中から選任することになっておるわけでございますが、現実の運用といたしましては、最高裁判所の事務総局と日本弁護士連合会、これはいまの日弁連の、大ざっぱに言うると前身的なものでございますが、昭和二十三年当時、各弁護士会を会員とする任意団体でございますが、その日本弁護士連合会との協議の結果、昭和二十三年七月以降におきましては、国選弁護人の人選については、各裁判所はその地の弁護士会に一任するという運用が行なわれておるようでございます。そこで、裁判所におきまして国選弁護人を選任しようとしたとき、各弁護士会には、各弁護士会に人選を依頼する、そして各弁護士会は、あらかじめ作成された国選弁護人のリスト、これを受任希望者名簿と申しておりますが、それに記載をされたものに基づいて人選をする、そういう運用になっておるようでございます。

○大竹委員　そこでお尋ねしたいのであります、このいただきました資料を拝見いたしますと、参考資料のページに、昭和四十一年から昭和四十五年、この五年間の数字が出ておられます。さかかくこの数字が出ておられますのでお尋ねするのであります、これは一般の事件、それから国選弁護人をつけた事件の人数等が出ておられます。いまちょっとお触れになりましたように、この国選弁護人をつけた事件には、どうしてもつけなければならない事件、それから刑訴の三十七条で、裁判所が職権でつける案件と両方あるようでありますが、その内訳はどういうようになっておるのでしょうか。

○貞家政府委員　実は、恐縮でございますが、この内訳につきましては、手元に資料がございます。

んが、感じから申しますと、必要の弁護事件は重大事件でございますから、非常に少ないものと思われま。

これはちよつと古い資料でございますが、昭和四十四年、四十五年の統計によりますと、刑事訴訟法の三十六条によりましては九三%から九四%が被告人の請求によって、法の三十六条によってつける弁護士でございます。その他のごく少数が、法律の規定で申しますと三十七条、二百八十九条、二百九十条といった条文で、いわゆる重大事件の必要の国選弁護人をつける事件でございます。

○大竹委員　そこで、御質問したいのであります、最近の集団的公安事件等で非常に問題になっておるようでございますが、裁判所が、先ほど弁護士会のリストによって選任されるとおっしゃったんでありますけれども、選任された者が引き受けられない、弁護士法を見ますと、選任された者はどうしてもそれを引き受けなければならぬというふうな条文はない。権利義務のところを見てもないようでありまして、たとえば引き受けられない、また引き受けても途中でやめてしまふ、まあ辞任をするというふうなことも、ああいう事件には十分ありがちなようでありまして、また、やめなければ被告人のほうから忌避と申しますか、弁護士は困るというふうなことでやめざるを得なくなるというふうなこともあるようでございます。

そういうようなことで、結局だれもこの事件を引き受けられない、まあ引き受ける国選弁護人がないというふうな事態が起る可能性が非常にあるように私は思うのであります、そういうふうな場合には、一裁裁判所はどういうお取り扱いになるのでありますか。

○貞家政府委員　詳細は裁判所当局から説明をしていただくことにいたしました、たてまえだけを申し上げます。

お断わりになる事例はないようでございます。これは裁判所、弁護士会が非常な御努力をされて、慎重にお考えになった結果であらうと思えます。

ただ、若干の事例といたしまして、事後におきまして被告人との間に訴訟進行の方針について見解が違ふ、あるいは裁判所の訴訟指揮の方法に對しては不満があるというふうなことであるとか、あるいは被告人から暴行を受けるというふうな事例が若干ございまして、辞任をしたいというふうな申し出があったという事例を聞いております。ただ、法律のたてまえといたしましては、なるほど正面から国選弁護人を引き受けなければならぬという、そういう条文はございませんけれども、国選弁護人の選任ということを考えてみますと、憲法上、被告人が請求いたします場合に、国が必ず弁護士の中から国選弁護人をつけたければならないという責を負っているわけでございます。また弁護士法によりまして、弁護士は、正当の理由がなければ官公署の委嘱した事項を行なうことを辞することができないというふうな規定がございます。そういうふうな国選弁護人というものの本質から考えまして、一々承諾を要するというふうには考えていないわけでございます。

それで辞任はできるかという問題でございますが、一たん国選弁護人に選任された後は、選任をいたしました裁判長によって解任されるまでは、国選弁護人の意思表示だけでは、いわゆる辞任ということではできないのではないかと。したがって、国選弁護人を辞する正当な理由があるとか、客観的に認められる場合におきましては、国選弁護人のほうから、裁判長に対して解任をしてほしいという申し出をすることができるといふ解釈になるのではないかとお尋ねでございます。要するに、客観的に特別の事情がある場合には、裁判長に對して解任をしてくれという申し出をいたしました、それについて裁判長が正当な理由ありと判断いたしました場合に解任される、それによって国選弁護人としての職務を行なう義務がなくなるというふうな、私どもは、法律論でございます。

が、そう解釈いたしております。○大竹委員　そこで、私は非常に疑問に思うのであります、同じ自由職業でも、医者のようなものは、これは人命に関するものであり、ことに時局を争う問題でありますから、急病人である場合、不在であればこれはもちろん問題でありませぬが、医者の義務として治療しないというわけにはいかないと思えます。この弁護士の仕事といたしまして、どうも自分にはこれは不向きだ、あるいはある意味においては、どうも気が食わぬというふうな場合もあるかもしれませんが、場合によっては、たとえ選任されても断ることができべきであらうと思えますし、また事件の途中においても、辞任することができると私は思うわけでありませぬ。

そういうようなことを考えてみますと、最近の非常に集団的で弁護士もたくさんつけなければならぬ事案等において、この国選弁護人の選任ということができないといふことか、弁護士がなくて裁判所として実際上お困りになり、弁護士がなくて事件は進まぬというふうなこともあるかと思っておりますが、具体的にそれらの問題について、裁判所として一体どう考えていらっしゃるのですか。

○牧最高裁判所長官代理者　御承知のように、昭和四十四年のいわゆる十月、十一月に起こりました事件につきまして、当初ついでにおりました私選弁護人が全員辞任されて、そのあと被告人のほうから国選弁護人の請求がありまして、弁護士会の非常な御努力によりまして、ようやく二百名余りの国選弁護人を選任することができたわけでございます。しかしながら、この事件の審理方式をめぐりまして、被告人と裁判所との間で対立がございまして、それにつれて弁護人も被告人の意思を受けてか、あるいは被告人との間に弁護の方針を異にしたのか、それはいろいろの事情がございまして、そのうち約五十名足らずの方が辞任の申し出をなされたという事態がございまして、

弁護士の辞任の申し出につきましては、先ほど眞家部長からお答えがございましたように、一応辞任の申し出によって訴訟上の効果が発生するのではなくて、訴訟法のたてまえば、選任が裁判長の権限でございますので、一応裁判長の解任ということが必要であるかというふうに考えております。

ところで、解任することにつきましては、弁護士法の二十四条によりまして、弁護士は、官公署等の委嘱については、正当な理由がなくては辞することができないという規定がございますので、それと同様の趣旨になるかと存じますが、裁判所として解任するときには、やはり正当な事由がある場合にのみ解任すべきではなからうかというふうに考えており、恣意的に裁判長の権限で交代させるということではございませんで、やはり正当な事由のあった場合に解任することと致すことではないかと存じます。

ところで、正当な事由という場合がどういふ場合であろうかというところは、なかなかむずかしい問題でございますが、普通考えられておりますのは、弁護士が長期の旅行とか病気というふうなことで、弁護活動をすることができないような場合とか、あるいは弁護士が被害者と特殊な親族関係みたいな関係にあって、その事件を引き受けることが必ずしも適当と思われないような場合とか、その他あるいは被告人と弁護人との間で、あるいは弁護士が暴行を受けるというようなことがあったりして、その弁護士が弁護活動をするということを期待することが、社会的に見ても無理であろうと考えられるような場合、そういうようなことが、普通正当な事由に当たるのではないかと議論されております。

それで、先ほども申し上げました十月、十一月の事件につきましては、弁護士からお申し出のあった辞任の理由というのは、それぞれ違っておりますが、あるいは病氣という理由で辞任の申し出をなされた分もございまして、あるいは被告人から暴行を受けたというふうなことで、もうこれ以上

弁護活動はできないということで辞任の申し出をされた方もございますし、種々ございましてけれども、いまのように、病氣とかあるいは被告人から暴行を受けたというふうな場合は、正当な事由に当たるといふことは言うまでもないと思っておりますが、その他の方々から辞任の理由として出された大部分は、いわゆる被告人との間に弁護の活動方針について意見が合わないというふうな御趣旨であったり、あるいは裁判所の審理方式に不満であるというふうな御趣旨が辞任の理由になっておりますが、そういうものは、先ほどあげた正当な事由の中には入らないのではないかと存じます。裁判所のほうとしては、その弁護士については解任をいたさないということ、訴訟の手続がそのまま進められているのが非常に多いわけでございます。

その場合には、方法といたしましては、あるいは解任してあらためて選任をするというふうなこともできることではないかと思っておりますけれども、この事件につきましては、国選弁護人を選任するにあたりましては、弁護士会のほうで非常に苦労されたわけでございます。選任を依頼いたしましたから平均二カ月以上の期日を要するほどそれぞれ弁護士会が努力されたもので、それを簡単に、辞任の申し出があったらまたお願いするといふような形に、なかなかいきにくい面もあるかと存じます。

そういうことで、現実の姿としては、一応辞任の申し出をなされたけれども、説得して、なお弁護活動を続けてほしいということをお願いいたしました。大部分の方は、そのまま現在も弁護活動に従事していただいておりますのが現状でございます。

○大竹委員 いまいろいろ例を出して説明されたのでありますが、たとえば被告人から暴行を受けたような場合には云々というお話もございました。あの事件の新聞その他を持ってきておりましたからあれであります。たとえば被告人が、あの弁護士はどうも自分と意見が違ふし困る、ほか

の弁護士にしてもらいたいというふうな、忌避とでも申しますか、不信任とでも申しますか、そういうふうな意思をはっきり裁判所に表明した場合には、どういふお取り扱いになりますか。

○牧最高裁判所長官代理人 被告人に国選弁護人の解任請求権というものは、現行法にはございませんので、一応被告人がそういう趣旨の申し出をいたしましたときは、裁判所が職権で解任されることを促して、お願するといふ趣旨だろうと存じます。

ただ、国選弁護人制度といえますのは、いわゆる私選弁護人のように被告人が自分の好きな人を選ぶという趣旨ではございませんで、憲法で定められておりますのは、資格ある弁護人を付するといふことが定められておるわけでございます。弁護士としては当然あらゆる事件について弁護活動をなし得る能力のある者というふうに一応認められる分でございますから、その分を弁護士会の推薦に基づいて裁判所が選任いたしました以上、被告人の恣意的なことで解任ということとは適当ではないのじゃないだろうかというところで、たいていそういう場合には、そのままその弁護士の方に弁護活動を続行していただいておりますというのが普通だろうと存じます。

○大竹委員 大体わかりましたが、先に戻って恐縮でございますが、弁護士会にまかして、弁護士会のリストによって、その中から裁判所のほうで選任されるというお話でございましたので、これは弁護士会によってそれぞれ多少違うかと思うわけでございますが、たとえば東京あたりの弁護士会の例にとってみますと、その中でリストに載っていないらしい人というものは、一体どんな割合になつておるものですか。

○眞家政府委員 その点につきましては、昨年の四月八日現在の調査でございますが、これは地方裁判所事件のみについてでございますが、国選弁護人受任者名簿に登録されております弁護士は、東京弁護士会で、当時の会員数二千三百四十名中千五百五十名、約六六％でございます。第一東京

弁護士会で、会員数九百三十八名中五百六十名で約六〇％、第二東京弁護士会で、会員数千四十一名中六百四十一名、これは約六二％に当たります。その程度でございます。

○大竹委員 それでは、問題になっておりますこの法案について、一、二お聞きいたしておきたいと思つております。

現在問題になっておりますのは、旅費のうち、船賃の問題が改正になっておるのであります。この国選弁護人の船賃を除いた一般の旅費、日当、宿泊料、それから報酬、これはいずれも国選弁護人に関係のある問題で、資料もいたしておりまして、順序をいたしまして、これについて簡単に御説明をいたしたいと思つております。

○眞家政府委員 お手元の資料の、ページ数がございませぬが、参考資料の直前でございますけれども、刑事訴訟費用等に関する法律の第八條が弁護人の旅費、報酬等の規定でございます。国選弁護人に支給すべき旅費、日当、宿泊料につきましては、三條から五條まで、つまり証人等の旅費、日当、宿泊料の規定が準用されるわけでございます。また報酬につきましては、刑事訴訟費用等に関する法律の第八條第二項に規定がございまして、「刑事訴訟法第三十八條第二項の規定により弁護人に支給すべき報酬の額は、裁判所が相当と認めるところによる。」法律上はそういう規定になっておるわけでございます。

そこで、具体的に逐次簡単に申し上げますと、旅費のうち鉄道賃、航空賃、路程賃というふうなものにつきましては、証人、鑑定人と同様でございます。運賃の等級を三階級に区分するのは、現在のところ船賃だけでございますので、これを省略することになります。二階級に区分するものについては、裁判所が相当と認める等級の運賃を支給する。したがって、裁量によりまして上級も支給することが可能でございます。それに一定の距離に及びまして、急行料金、特別急行料金、特別車両料金というふうなものが、それに合

わせて支給されるわけでございます。路程賃は鉄道、船舶の便のないところでございますが、これは最高裁判所の制定されました刑事の手続における証人等に対する給付に関する規則というものでありまして、一キロメートルにつき十三円以内という事になっております。

日当につきましては、出頭、取り調べ及びそれらのための旅行に必要な日数に就いて支給されるわけでございます。これは昨年の法律制定の段階におきまして、いわゆる旅行日当という制度も設けたわけでございますが、この金額につきましては、先ほど申し上げました最高裁判所の規則によりまして、一日当たり千五百円以内ということになっております。日当につきましては、証人と同額が支給されるわけでございます。

宿泊料につきましては、法律は五条でございますが、具体的にはやはり、最高裁判所の、先ほど申し上げました規則によりまして、一夜当たり、甲地方と乙地方に分けて、甲地方は二千七百円以内、乙地方は二千三百円以内ということになっております。なお、この日当及び宿泊料につきましては、最高裁判所におかれまして規則の改正によって、若干の増額をされる予定であるというふうに承知いたしております。

報酬につきましては、各裁判所が諸般の事情を考慮いたしまして支給されるわけでございますが、この点につきましては、一応の基準のようなものが最高裁判所から出されておりました。各裁判所におきましては、その基準を参考としてそれののつった運用が行なわれておるといふふうに承知しております。具体的な報酬額の決定にあたりましては、事件の難易、あるいは弁護人の訴訟活動、開廷回数、あるいは各地の実情というふうなものも考慮されて運用がなされておるといふふうに承知いたしております。

○大竹委員 それでは、この改正案であります。提案理由の説明を拝見いたしますと、「国選弁護人の職責、社会的地位及び国家公務員等に支

給される旅費額との権衡を考慮いたしました。云々、こういう提案理由の説明になっておりますが、非常に抽象的でありまして、これをもう少し具体的に説明をしていただきたい。

○真家政府委員 国選弁護人の職責あるいは弁護士の社会的地位という問題につきましては、大竹委員の前で御説明する必要がないと思っておりますが、その点は、重大な法上の国の義務の遂行に不可欠のことに対して協力をされるわけでございます。非常に高い、重大であるというところは当然だと思われるわけでございます。

そこで、問題はそこにございますが、「国家公務員等に支給される旅費額との権衡」という点でございます。非常に具体的に問題ではないかと思われまして、同じく弁護士の方が、たとえば司法研修所の教官であるとか、あるいは裁判所関係の委員会の委員というふうなものに任命されまして旅行されます場合には、弁護士としての経験年数、これはむしろ裁判官、検察官も含めて、法曹としての在職年数ということでございますが、十年以上の方には、国家公務員で申します指定職相当額の旅費が支給されるようになっておられるわけでございます。指定職というのは、一般職の国家公務員で最高級のクラスでございます。むろん船賃につきましては、三階級に分かれておられる場合には、上級が支給されるということになるわけでございます。そういった特殊の場合にそういう待遇を受けますのかかわらず、弁護士としての本来の職務活動である国選弁護人の場合に、その額が中等以下に押えられているという点は、非常に不合理ではないかというぐあいに考えられるわけでございます。

また、ほかの公務員との比較ということも非常にむずかしい問題でございますが、たとえば、裁判官、検察官が国選弁護人と一緒に行動いたします場合には、裁判官、検察官につきましては、相当な経験年数を持っておられます者につきましては、上級の運賃が支給されるということになるわけ

でございます。国選弁護人のみが経験年数のいかにかわらず中等以下であるというものは、同じく不合理であると思われるわけでございます。

また、国選弁護人とやや似ている制度といたしまして、刑事訴訟法の二百六十八条一項の規定によつて審判に付される事件、準起訴事件の指定弁護人制度がございまして、この場合に手当はどうかと申しますと、政令に規定がございまして、検事の一号は相当上位でございますが、一号の検事に対して支給する旅費の額にひとしい額を手当に加算するというような規定になっておられるわけでございます。これを見ましても、国選弁護人としての活動についてのみ船賃を中級以下ということは、合理性を欠くのではないかとこのように考えた次第でございます。

○大竹委員 これで終わります。
○羽田野委員長代理 次回は、来たる六日午前十時理事会、午前十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。
午後零時十二分散会

目次
第一章 総則(第一条・第二条)
第二章 入国(第三条)
第三章 上陸
第一節 上陸許可(第四条・第八条)
第二節 上陸許可の手続(第九条・第十四条)
第三節 一時上陸(第十五条・第十九条)
第四節 直行通過区域(第二十条)
第四章 在留
第一節 在留の原則(第二十一条・第二十七条)
第二節 在留資格の区分の変更等(第二十八条・第三十三条)
第五章 出国(第二十四条・第三十六条)

第六章 退去強制
第一節 退去強制の対象者(第三十七条)
第二節 違反調査(第三十八条・第四十九条)
第三節 審査、口頭審理及び異議の申出(第五十条・第五十四条)
第四節 退去強制令の執行(第五十五条・第五十九条)

第七章 船舶又は航空機の長及び運送業者の責任(第六十条・第六十五条)
第八章 日本人の出国及び帰国(第六十六条・第六十七条)
第九章 管理機関(第六十八条・第七十三条)
第十章 補則(第七十四条・第八十条)
第十一章 罰則(第八十一条・第八十九条)
附則
第一章 総則

(目的)
第一条 この法律は、本邦に入国し、又は本邦から出国するすべての人の出入国を公正に管理することを目的とする。
(定義等)
第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
一 外国人 日本国籍を有しない者をいう。
二 乗員 船舶又は航空機の乗組員をいう。
三 日本国領事官等 外国に駐在する日本国の大使、公使又は領事官をいう。
四 旅券 日本国政府、日本国政府の承認した外国政府又は権限のある国際機関の発行した旅券又はこれに代わる証明書(日本国領事官等の発行した渡航証明書を含む)をいう。
五 乗員手帳 船員手帳若しくは国際航空乗員証明書又はこれらに準ずる文書をいう。
六 出入国港 外国人が出入すべき港又は飛行場として政令で定めるものをいう。
七 運送業者 船舶又は航空機により人又は物を運送する事業を営む者及びその者のために通常その事業に属する取引の代理をする者

を運送する事業を営む者及びその者のために通常その事業に属する取引の代理をする者

(法務省令で定める者を除く。)をいう。
八 在留資格 外国人が本邦に在留することができる資格をいう。

九 在留期間 在留資格を有する外国人が本邦に在留することができる期間をいう。
二 在留資格は、次のように区分する。

一 日本国政府が接受する外国政府の外交使節団若しくは預事館の構成員又は条約若しくは国際慣行によりこれらの者と同様の特権及び免除を受ける者としての在留資格
二 本邦で日本国政府が承認した外国政府又は国際機関の公務に従事する者としての在留資格
三 外国の宗教団体により本邦に派遣されて布教その他の宗教上の活動に従事する者としての在留資格
四 外国の報道機関により本邦に派遣されて取材活動に従事する者としての在留資格
五 本邦の学術研究機関若しくは教育機関において研究の指導若しくは教育に従事し、又は本邦で学術上若しくは芸術上の活動に従事する者としての在留資格
六 本邦で貿易に従事し、又は企業、投資その他の営利事業の管理業務に従事する者としての在留資格
七 本邦の学術研究機関又は教育機関において研究を行ない、又は教育を受ける者としての在留資格
八 本邦の公私の機関により受け入れられて産業上の技術又は技能を習得する者としての在留資格
九 本邦で演劇、演芸、演奏、スポーツ等の興行を行ない、又はこれらの興行に出演し、若しくは出場する者としての在留資格
十 本邦で熟練労働その他特殊な技術又は技能を要する労働に従事する者としての在留資格
十一 本邦で永住する者としての在留資格
十二 日本人又は第二号から前号までに規定する者の配偶者又は二十歳に満たない子で配偶

者のないものとしての在留資格
十三 観光、保養、スポーツ、親族の訪問、見学、講習若しくは会合への参加又は業務連絡の目的その他これらに類似する目的をもつて、短期間本邦に滞在する者としての在留資格
十四 前各号に掲げるものを除くほか、法務省令で特に定める者としての在留資格
三 在留期間(前項第一号及び第十一号の在留資格に係るものを除く。)は、三年をこえない範囲内で政令で定める。
第二章 入国
(入国)
第三条 外国人は、有効な旅券を所持しなければ本邦に入つてはならない。ただし、有効な乗員手帳を所持する乗員については、この限りでない。
二 前項の規定の適用については、本邦において乗員とならうとする外国人その他の外国人で、法務省令で定めるものは、乗員とみなす。
第三章 上陸
第一節 上陸許可
(上陸許可)
第四条 外国人は、法律に別段の定めがある場合を除き、この節及び次節に定めるところにより上陸許可を受けなければ本邦に上陸してはならない。
(上陸許可の要件)
第五条 次の各号の一に該当する外国人に対しては、上陸許可をすることができない。
一 第二条第二項各号(第十一号を除く。)に規定する者(次号に該当する者を除く。)で、日本国領事官等の有効な査証を受けており、かつ、第八条第一項の事前認定を受けなければならない者にあつては、同項の事前認定を受けているもの。ただし、条約又は政府間の取決めにより査証を免除されている者は、査証を受けていることを要しない。
二 第三十六条第一項の許可を受けている者

で、最後の出国時における在留資格の区分と同じ区分の在留資格をもつて本邦に在留しようとするもの。ただし、その当時において第二十二條第二項又は第二十四條第一項に規定する指定を受けていた者にあつては、それぞれこれらの項に規定する活動をしようとする場合に限る。
第六条 次の各号の一に該当する外国人に対しては、上陸許可をすることができない。
一 伝染病予防法(明治三十年法律第三十六号)又はらい予防法(昭和二十八年法律第二百二十四号)の適用を受ける患者
二 精神衛生法(昭和二十五年法律第二百二十三号)に規定する精神障害者、覚せい剤の慢性中毒者又は麻薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)に規定する麻薬中毒者
三 貧困者、放浪者その他生活上の保護を必要とする者で、国又は地方公共団体の負担にならざるもの
四 日本国又は日本国以外の国の法令に違反して無期若しくは一年以上の有期の懲役若しくは禁錮又はこれらに相当する刑に処せられたことのある者(政治犯罪により刑に処せられたことのある者を除く。)で、当該刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた後十年を経過していないもの
五 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の取締りに関する日本国又は日本国以外の国の法令に違反して刑に処せられたことのある者
六 売春又はその周旋、勧誘若しくは場所の提供その他売春に直接に関係がある業務を行なつたことのある者
七 他の外国人が不法に本邦に入り、又は上陸することをあおり、そのかし、又は助けたことのある者
八 麻薬取締法に規定する麻薬、大麻取締法(昭和二十三年法律第二百四十四号)に規定する大麻、あへん法(昭和二十九年法律第七十一号)に規定するけし、あへん若しくはけし

がら、覚せい剤取締法(昭和二十六年法律第二百五十二号)に規定する覚せい剤若しくは覚せい剤原料又はあへん煙を吸食する器具を不法に所持する者
九 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)に規定する銃砲若しくは刀剣類又は火薬類取締法(昭和二十五年法律第四百四十九号)に規定する火薬類を不法に所持する者
十 前二号の規定に該当したことにより上陸許可を受けることができず、第十四條第一項の規定により退去を命ぜられて本邦から退去した者で、当該退去の日から一年を経過していないもの
十一 第三十七條の規定により退去を強制されて本邦から退去した者で、当該退去の日から三年を経過していないもの
十二 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを企て、若しくは主張し、又はこれを企て、若しくは主張する政党その他の団体を結成し、若しくはこれに加入して居る者
十三 次に掲げる政党その他の団体を結成し、若しくはこれに加入し、又はこれと密接な関係を有する者
イ 公務員であるという理由により、公務員に暴行を加え、又は公務員を殺傷することを勧奨する政党その他の団体
ロ 公共の施設を不法に損傷し、又は破壊することを勧奨する政党その他の団体
ハ 工場又は事業場における安全保持の施設の正常な維持又は運行を停廃し、又は妨げるような争議行為を勧奨する政党その他の団体
十四 前二号に規定する政党その他の団体の目的を達するため、文書図画を作成し、頒布し、又は展示することを企てる者
十五 前各号に掲げる者を除くほか、法務大臣において日本国の利益又は公安を害する行為を行なうおそれがあると認めるに足りる相当

の理由がある者

2 前条第二号に該当する者については、前項中「次の各号の一に該当する」とあるのは、「第三十六條第一項の許可を受けた後に生じた事実により次の各号の一に該当する」とする。

3 第一項各号に掲げる者に相当する者以外の日本人について特定の事由によりその上陸を拒否している国の国籍又は市民権を有する外国人のうち、当該事由に相当する事由で法務大臣が定めるものに該当する者に対しては、上陸許可をすることができない。
(特別上陸許可)

第七條 法務大臣は、前二條の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する外国人に対し、特別に上陸許可をすることができる。
一 日本人の親族で、その扶養を受けているもの
二 本邦に本籍を有したことがある者
三 第三十六條第一項の許可を受けて出国していた者で、本邦に生活の本拠を有しているもの
四 前三号に掲げる者を除くほか、特別に上陸を許可すべき事情がある者
(事前認定)

第八條 第二條第二項第五号から第十号まで、第十二号又は第十四号の在留資格の決定を受けて本邦に在留するため上陸許可を受けようとする外国人は、あらかじめ、当該在留資格により本邦に在留することを適当であると認める旨の法務大臣の事前認定を受けなければならない。ただし、法務大臣の定める要件に該当する者については、この限りでない。

2 法務大臣は、前項に規定する外国人のうち、第二條第二項第五号から第十号までの在留資格に係る者について、前項ただし書の要件を定め、又は同項の事前認定をする場合においては、それぞれ当該各号に規定する活動に係る行政の所管大臣に協議するものとする。
第二節 上陸許可の手續

(上陸許可の申請及び審査)

第九條 上陸許可を受けようとする外国人は、その者が上陸しようとする入国港において、入国審査官に対し上陸許可の申請をして、その審査を受けなければならない。

2 入国審査官は、審査の結果、前項の申請をした者が第五條各号に掲げる者のいずれかに該当し、かつ、第六條第一項又は第三項に規定する者のいずれにも該当しないと認定したときでなければ、上陸許可をしてはならない。
3 入国審査官は、上陸許可をする場合には、当該許可に係る外国人の在留資格の区分及び在留期間を決定しなければならない。

4 前項の上陸許可は、当該許可に係る外国人の所持する旅券に在留資格の区分及び在留期間を記載し、上陸許可の証印をして行なうものとする。
5 入国審査官は、第三項の規定により第二條第二項第五号から第十号までの在留資格を決定する場合において、必要があると認めるときは、当該各号に規定する活動のうち当該外国人の行なうべき活動を指定し、又は当該各号に規定する活動(当該外国人の行なうべき活動を指定した場合にあつては、当該指定に係る活動)を行なうべき場所、機関等を指定することができる。

6 入国審査官は、第三項の規定により第二條第二項第十四号の在留資格を決定する場合において、必要があると認めるときは、当該外国人の行なうべき活動を指定し、又は当該指定に係る活動を行なうべき場所、機関等を指定することができる。
7 入国審査官は、前二項の規定による指定をしたときは、当該指定の内容を旅券に記載しなければならない。

8 入国審査官は、第五條第二号に該当する者について第三項の上陸許可をする場合には、同項の規定による在留資格の区分及び在留期間の決定並びに第四項の規定によるこれらの事項の記載をすることを要しない。
9 第五條第二号に該当する者で、第三項の上陸許可を受けたものは、最後の出国時における在留資格及び在留期間をもつて本邦に在留するものとし、その者がその当時第二十二條第二項又は第二十四條第一項に規定する指定を受けていたときは、当該指定は、その上陸許可の後においても、なおその効力を有するものとする。
10 入国審査官は、第三項の上陸許可をすることができない場合には、直ちにその旨を地方入国管理官署(入国管理事務所及び法務省令で定める入国管理事務所の出張所をいう。以下同じ。)の長に報告しなければならない。
11 入国審査官は、第一項の審査をする場合において、必要があると認めるときは、何人に対しても、許可を受けないでその場所に入出入することを禁止することができる。
(口頭審理)

載をすることを要しない。

第十條 地方入国管理官署の長は、前條第十項の規定による報告を受けたときは、当該報告に係る外国人に対し、すみやかに口頭審理を行なわなければならない。
2 地方入国管理官署の長は、口頭審理を行なつた場合には、口頭審理に関する記録を作成しなければならない。
3 当該外国人又はその代理人は、口頭審理に当たつて、証拠を提出し、及び証人を尋問することができる。
4 当該外国人は、地方入国管理官署の長の許可を受けて、親族又は知人の一人を口頭審理に立ち会わせることができる。
5 地方入国管理官署の長は、口頭審理に当たつて、当該外国人の請求に基づき、又は職権に基づき、法務省令で定める手續により、証人の出頭を命じて、宣誓をさせ、証言を求めることができる。
6 地方入国管理官署の長は、口頭審理の結果、上陸許可をする場合には、当該外国人の在留資格の区分及び在留期間を決定しなければならない。

7 地方入国管理官署の長は、口頭審理の結果、上陸許可をすることができない場合には、当該外国人に対し、すみやかに、理由を示してその旨及び次條第一項の規定により異議を申し出ることができない旨を通知しなければならない。
8 前條第十一項の規定は第一項の口頭審理について、同條第二項及び第四項から第八項までの規定は第六項の上陸許可をする場合について、同條第九項の規定は第五條第二号に該当する者で、第六項の上陸許可を受けたものについて準用する。
(異議の申出)

第十一條 前條第七項の規定による通知を受けた外国人は、異議があるときは、その通知を受けた日から三日以内に、不服の事由を記載した書面を地方入国管理官署の長に提出して、法務大臣に対し異議を申し出ることができる。
2 地方入国管理官署の長は、前項の規定による異議の申出があつたときは、意見を附して、前條第二項の口頭審理に関する記録その他の関係書類を法務大臣に提出しなければならない。
3 法務大臣は、第一項の規定による異議の申出を受理したときは、当該異議の申出が理由があるかどうかを裁決して、その結果を地方入国管理官署の長に通知するものとする。
4 地方入国管理官署の長は、法務大臣から異議の申出が理由がないと裁決した旨の通知を受けたときはすみやかに第一項の規定による異議の申出をした外国人に対しその旨を通知し、法務大臣から異議の申出が理由があると裁決した旨の通知を受けたときは直ちに在留資格の区分及び在留期間を決定して上陸許可をしなければならない。
5 第九條第四項から第八項までの規定は前項の上陸許可をする場合について、同條第九項の規定は第五條第二号に該当する者で、前項の上陸許可を受けたものについて準用する。
(特別上陸許可の手續)

第九條 第四項から第八項までの規定は前項の上陸許可をする場合について、同條第九項の規定は第五條第二号に該当する者で、前項の上陸許可を受けたものについて準用する。
(特別上陸許可の手續)

第十二条 法務大臣は、第九条第一項の申請をした外国人に対し第七条の上陸許可（以下「特別上陸許可」という。）をする場合には、当該外国人の在留資格の区分及び在留期間を決定するものとする。

2 特別上陸許可は、地方入国管理官署の長に当該許可に係る外国人の所持する旅券に在留資格の区分及び在留期間を記載し、上陸許可の証印をさせて行なうものとする。

3 法務大臣は、第一項の規定により第二条第二項第五号から第十号までの在留資格を決定する場合において、必要があると認めるときは、当該各号に規定する活動のうち当該外国人の行なうべき活動を指定し、又は当該各号に規定する活動（当該外国人の行なうべき活動を指定した場合にあつては、当該指定に係る活動）を行なうべき場所、機関等を指定することができる。

4 法務大臣は、第一項の規定により第二条第二項第十四号の在留資格を決定する場合において、必要があると認めるときは、当該外国人の行なうべき活動を指定し、又は当該指定に係る活動を行なうべき場所、機関等を指定することができる。

5 地方入国管理官署の長は、前二項の規定による指定がされたときは、当該指定の内容を旅券に記載しなければならない。

6 地方入国管理官署の長は、第九条第一項の申請をした外国人について法務大臣に特別上陸許可を上申することができる。

7 法務大臣は、前項の規定による上申があつた場合において、特別上陸許可をしないときは、地方入国管理官署の長にその旨を通知するものとする。

第十三条 地方入国管理官署の長は、特に必要があると認められる場合には、第九条第一項の申請をした外国人が上陸許可を受け、又は次条第一項の規定により退去を命ぜられるまでの間、当該

外国人に対し、仮上陸を許可することができる。

2 仮上陸の許可は、当該許可に係る外国人に仮上陸許可書を交付して行なうものとする。この場合において、地方入国管理官署の長は、当該外国人の仮上陸中の住居を定めなければならない。

3 仮上陸の許可を受けた外国人は、前項の規定により定められた住居に居住し、地方入国管理官署の長から呼出があつたときは、これに応じなければならない。

4 仮上陸の許可をする場合には、地方入国管理官署の長は、当該許可に係る外国人に対し、法務省令で定めるところにより、行動の範囲その他の事項に關して必要と認める条件を附し、又は三十万円をこえない範囲内で法務省令で定め額の保証金を本邦通貨又は外国通貨で納付させることができる。

5 前項の保証金は、次項の規定により国庫に帰属させない限り、当該外国人が上陸許可を受けたとき、又は次条第一項の規定により退去を命ぜられたときは、その者に返還しなければならない。

6 地方入国管理官署の長は、法務省令で定めるところにより、仮上陸の許可を受けた外国人が逃亡したとき、又は第三項の規定に違反して呼出しに応じないときは第四項の保証金の全部を、同項の規定により附された条件に違反し、又は第二十五条の規定に違反したときはその一部を国庫に帰属させるものとする。

7 地方入国管理官署の長は、仮上陸の許可を受けた外国人が逃亡すると疑うに足りる相当の理由があるときは、収容令書を発付して、必要と認める期間、入国警備官に当該外国人を収容させることができる。

8 第四十五条第三項の規定は前項の収容令書について、第四十六条及び第四十七条の規定は前項の規定による外国人の収容について準用する。この場合において、第四十五条第三項中

「容疑者の氏名、居住地及び国籍、容疑事実の要旨」とあるのは、「仮上陸の許可を受けた外国人の氏名及び国籍、収容すべき事由」と、第四十七条第二項中「容疑事実の要旨」とあるのは「収容すべき事由」と読み替へるものとする。（退去命令）

第十四条 地方入国管理官署の長は、第九条第一項の申請をした外国人が次の各号の一に該当するに至つた場合には、その者に対し、出国期限を定めて、本邦からの退去を命じなければならない。ただし、第十二条第六項の規定による上申をした場合において、同条第七項の規定による通知があるまでの間は、この限りでない。

一 第十条第七項の規定による通知を受けた場合において、文書により第十一条第一項の規定による異議の申出をしない旨を明らかにしたとき、又は当該通知を受けた日から三日以内と同項の規定による異議の申出をしなかつたとき。

二 異議の申出が理由がないと裁決した旨の第十一条第四項の規定による地方入国管理官署の長からの通知を受けたとき。

2 前項の規定による命令は、当該外国人に退去命令書を交付して行なうものとする。

3 地方入国管理官署の長は、第一項の規定により退去を命ずる場合には、当該外国人が乗つてきた船舶若しくは航空機の長又はその船舶若しくは航空機に係る運送業者にその旨を通知しなければならない。

第三節 一時上陸
第十五条 入国審査官は、本邦に入国した外国人である乗員（第三条第二項に規定する者を含む。以下この条及び次条において同じ。）又は通過者（本邦外の地域から本邦を経由して他の本邦外の地域へおもむこうとする者で、乗員以外のものをいう。以下同じ。）が、同一の出入国港において、その乗つてきた船舶若しくは航空機に乗つて、又は他の船舶若しくは航空機に乗り換え

て出国するまでの間、一時当該出入国港の周辺に上陸することを希望するときは、その者の乗つてくる船舶若しくは航空機の長又はその船舶若しくは航空機に係る運送業者の申請に基づき、当該外国人に対し、政令で定める期間をこえない範囲内において上陸の期間を定めて寄港地上陸を許可することができる。ただし、当該外国人が第六条第一項又は第三項に規定する者に該当する場合は、この限りでない。

2 寄港地上陸の許可は、当該許可に係る外国人の所持する旅券にその旨を記載し、又は当該外国人に寄港地上陸許可書その他の法務省令で定める当該許可があつたことを示すものを交付して行なうものとする。

3 入国審査官は、寄港地上陸の許可をする場合には、当該許可に係る外国人に対し、行動の範囲その他の事項に關して必要と認める条件を附することができる。

第十六条 入国審査官は、本邦に入国した外国人である乗員又は通過者が、他の出入国港において、その乗つてきた船舶若しくは航空機に乗つて、又は他の船舶若しくは航空機に乗り換えて出国するまでの間、本邦を通過するため上陸することを希望するときは、その者の乗つてくる船舶若しくは航空機の長又はその船舶若しくは航空機に係る運送業者の申請に基づき、当該外国人に対し、政令で定める期間をこえない範囲内において上陸の期間を定めて通過上陸を許可することができる。ただし、当該外国人が第六条第一項又は第三項に規定する者に該当する場合は、この限りでない。

2 通過上陸の許可は、当該許可に係る外国人の所持する旅券にその旨を記載し、又は当該外国人に通過上陸許可書その他の法務省令で定める当該許可があつたことを示すものを交付して行なうものとする。

3 入国審査官は、通過上陸の許可をする場合には、当該許可に係る外国人に対し、行動の範囲

その他の事項に關して必要と認める条件を附することができる。

(緊急上陸)

第十七条 入国審査官は、船舶又は航空機に乗っている外国人が疾病その他の理由による生命又は身体の危険を避けるため緊急に上陸する必要が生じたときは、当該外国人の乗っている船舶若しくは航空機の長又はその船舶若しくは航空機に係る運送業者の申請に基づき、必要があると認めるときは厚生大臣又は法務大臣の指定する医師の診断を経て、当該外国人に対し、政令で定める期間をこえない範囲内において上陸の期間を定めて緊急上陸を許可することができる。

2 緊急上陸の許可は、当該許可に係る外国人に緊急上陸許可書その他の法務省令で定める当該許可があつたことを示すものを交付して行なうものとする。

3 入国審査官は、緊急上陸の許可をする場合には、当該許可に係る外国人に対し、行動の範囲その他の事項に關して必要と認める条件を附することができる。

4 緊急上陸の許可があつたときは、第一項に規定する船舶若しくは航空機の長又は運送業者は、当該許可に係る外国人の生活費、治療費、葬儀費がその他緊急上陸中の一切の費用を支弁しなければならない。

(避難上陸)

第十八条 入国審査官は、船舶又は航空機が遭難した場合において、その船舶又は航空機に乗っていた外国人の救護のため緊急の必要があると認めるときは、水難救護法(明治三十二年法律第九十五号)の規定による救護の事務を行なう市町村長、その船舶若しくは航空機の長、その船舶若しくは航空機に係る運送業者又は当該外国人を救護した船舶若しくは航空機の長の申請に基づき、当該外国人に対し、政令で定める期間をこえない範囲内において上陸の期間を定めて避難上陸を許可することができる。

2 入国審査官は、警察官又は海上保安官から前項に規定する外国人の引渡しを受けたときは、直ちに避難上陸の許可をするものとする。

3 避難上陸の許可は、当該許可に係る外国人に避難上陸許可書その他の法務省令で定める当該許可があつたことを示すものを交付して行なうものとする。

4 入国審査官は、避難上陸の許可をする場合には、当該許可に係る外国人に対し、行動の範囲その他の事項に關して必要と認める条件を附することができる。

5 避難上陸の許可があつたときは、遭難した船舶若しくは航空機の長又はその船舶若しくは航空機に係る運送業者は、当該許可に係る外国人の生活費、治療費その他避難上陸中の一切の費用を支弁しなければならない。

(許可の取消)

第十九条 地方入国管理官署の長は、寄港地上陸の許可、通過上陸の許可、緊急上陸の許可又は避難上陸の許可(以下「上陸の許可」という。)を受けた外国人が第十五条第三項、第十六条第三項、第十七条第三項若しくは前条第四項の規定により附された条件に違反したとき、又は第二十五条の規定に違反したときは、当該許可を取り消すことができる。

第四節 直行通過区域

(直行通過区域)

第二十条 航空機により本邦に入国した外国人は、同一の出入国港において、その航空機に乗つて、若しくは他の航空機に乗り換えて出国し、若しくは他の出入国港にもむくため、この章第二節に規定する上陸許可の手續のため、又は寄港地上陸の許可若しくは通過上陸の許可を受けるため、相当の期間、法務大臣が運輸大臣と協議して指定する出入国港内の区域(以下「直行通過区域」という。)にとどまることができ

2 地方入国管理官署の長は、前項に規定する外国人で、正当な理由がないのに直行通過区域に

とどまつているもの又は相当の期間を経過した後も直行通過区域にとどまつているものに対し、出国期限を定めて、本邦からの退去を命ずることができる。

3 第十四条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により退去を命ずる場合について準用する。

4 第一項に規定する外国人で、直行通過区域を経由して直行通過区域以外の本邦の地域に立ち入るものに対するこの法律の規定の適用については、直行通過区域以外の本邦の地域に立ち入ることをもつて上陸とする。

第四章 在留

第一節 在留の原則

(在留の原則)

第二十一条 外国人は、法律に別段の定めがある場合を除き、在留資格を有しなければ本邦に在留することができない。

(在留活動者)

第二十二条 第二条第二項第二号から第十号までの在留資格を有する外国人(以下「在留活動者」という。)は、次項に規定する者を除き、それぞれ当該各号に規定する活動(以下「在留活動」という。)を行なうべき者として本邦に在留するものとする。

2 在留活動者で、第九条第五項(第十条第八項及び第十一条第五項)において準用する場合を含む。又は第十二条第三項(第三十三条)において準用する場合を含む。の規定による指定(第六項の規定による変更後の指定を含む。以下この条及び第二十六条第一項第一号において「指定」という。)を受けているものは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる活動を行なうべき者として本邦に在留するものとする。

- 一 活動の指定のみを受けている者 当該指定に係る活動
- 二 場所、機関等の指定のみを受けている者 当該指定に係る場所、機関等における在留活動

動

三 活動の指定及び場所、機関等の指定を受けている者 当該指定に係る場所、機関等における当該指定に係る活動

3 在留活動者は、在留資格の区分を変更することなく、他の区分の在留資格に係る在留活動をし、又は在留活動以外の活動に係る職業につき、若しくは在留活動以外の報酬を受ける活動をしようとするときは、あらかじめ、法務大臣の許可を受けなければならない。

4 第二項に規定する者は、前項に規定するもののほか、当該指定の変更を受けることなく、当該指定に係る活動以外の在留活動をし、又は当該指定に係る場所、機関等以外の場所、機関等において在留活動(活動の指定を受けている者にあつては、当該指定に係る活動)をしようとするときは、あらかじめ、法務大臣の許可を受けなければならない。

5 前二項の許可は、入国審査官に当該許可に係る外国人の所持する旅券又は第三十一条第四項若しくは第三十二条第二項の在留許可書(以下第三十条までにおいて「在留許可書」という。)に当該許可の内容及び有効期間を記載させて行なうものとする。

6 第二項に規定する者が当該指定の変更を法務大臣に申請した場合には、法務大臣は、これを變更することができる。

7 前項の規定による変更は、入国審査官に当該外国人の所持する旅券又は在留許可書に新たな指定の内容を記載させて行なうものとする。

(家族及び短期滞在者)

第二十三条 第二条第二項第十二号の在留資格を有する外国人(以下「家族」という。)及び同項第十三号の在留資格を有する外国人(以下「短期滞在者」という。)は、在留資格の区分を変更することなく、在留活動をし、又は職業につき、若しくは報酬を受ける活動をしようとするときは、あらかじめ、法務大臣の許可を受けなければならない。

経ることなく本邦に在留することとなる外国人は、当該事由が生じた日から六十日を限り、引き続き在留資格を有することなく本邦に在留することが出来る。

2 法務大臣は、前項に規定する外国人が第二十二項第十一号の在留資格以外の在留資格の取得を希望する場合には、その者の申請に基づき、当該申請に係る区分の在留資格の取得を適当と認めるに足りる相当の理由があるときに限り、在留期間を定めてこれを許可することが出来る。

3 前項の申請は、第一項に規定する事由が生じた日から三十日以内に行わなければならない。

4 第二項の規定による許可は、入国審査官に、当該許可に係る外国人の所持する旅券に在留資格の区分及び在留期間を記載し、在留資格取得許可の証印をさせ、又は当該外国人に対しこれらの事項を記載した留許可書を交付させて行なうものとする。

5 第二十八條第二項の規定は、第二項の規定による許可をする場合について準用する。

6 家族は、その有する在留資格の決定の基礎となつた身分関係その他の要件がなくなつたときは、その在留資格を失ふものとする。

7 前項の規定により在留資格を失つた外国人は、第一項から第五項までの規定の適用については、前章の規定による上陸に関する手続を経ることなく本邦に在留することとなる外国人とみなす。この場合において、第一項中「当該事由が生じた日」とあり、第三項中「第一項に規定する事由が生じた日」とあるのは、「その有する在留資格の決定の基礎となつた身分関係その他の要件がなくなつた日」とする。

(特別在留許可)
第三十二條 法務大臣は、外国人が第三十七條各号の一に該当する場合でも、その者が次の各号の一に該当するときは、その者に対し、在留資格の区分及び在留期間を定めて特別に在留を許可することが出来る。

一 日本人の親族で、その扶養を受けているも

第一類第三号 法務委員会議録第二十八号 昭和四十七年六月二日

のであるとき。
二 本邦に本籍を有したことがあるとき。
三 第三十七條各号の一に該当した時において、第二十二條第二項第十一号の在留資格を有していた者であるとき。

四 前三号に掲げる場合を除くほか、特別に在留を許可すべき事情があるとき。
2 前項の規定による許可(以下「特別在留許可」という)は、地方入国管理官署の長に、当該許可に係る外国人の所持する旅券に在留資格の区分及び在留期間を記載し、特別在留許可の証印をさせ、又は当該外国人に対しこれらの事項を記載した留許可書を交付させて行なうものとする。

3 特別在留許可を受けた外国人は、当該許可を受けた時から、新たな在留資格及び在留期間をもつて在留するものとする。

4 特別在留許可を受けた外国人については、当該許可をした際に明らかであつた第三十七條各号に係る事実によつては、第六章に規定する手続による退去強制をすることができない。

5 地方入国管理官署の長は、特別在留許可を上申することが出来る。

6 法務大臣は、前項の規定による上申があつた場合において、特別在留許可をしないときは、地方入国管理官署の長にその旨を通知するものとする。

(準用)
第三十三條 第十二條第三項から第五項までの規定は、第二十八條第一項、第三十條第一項又は第三十一條第二項の規定による許可をする場合について準用する。この場合において、第十二條第五項中「地方入国管理官署の長」とあるのは「入国審査官」と、「旅券」とあるのは「旅券又は第三十一條第四項若しくは第三十二條第二項の在留許可書」と読み替へるものとする。

2 第十二條第三項から第五項までの規定は、特別在留許可をする場合について準用する。この場合において、第十二條第五項中「旅券」とあ

るのは、「旅券又は第三十二條第二項の在留許可書」と読み替へるものとする。

第五章 出国
(出国の手続)
第三十四條 本邦に在留する外国人(一時上陸の許可を受けて本邦に在留する外国人を除く)は、本邦外の地域におもむく意図をもつて出国しようとするときは、出入国港において、法務省令で定めるところにより、入国審査官から出国の確認を受けなければならない。

2 前項に規定する外国人は、同項の出国の確認を受けなければならない。
(出国確認の留保)
第三十五條 入国審査官は、本邦に在留する外国人が本邦外の地域におもむく意図をもつて出国しようとする場合において、関係機関から、当該外国人が次の各号の一に該当する者である旨の通知を受けているときは、前条第一項の出国の確認を受けるための手続がされた時から二十四時間を限り、当該外国人について出国の確認を留保することが出来る。

一 死刑若しくは無期若しくは長期三年以上の有期の懲役若しくは禁錮にあたる罪につき追及されている者又はこれらの罪を犯した疑いにより逮捕状、勾引状、勾留状若しくは鑑定留置状が発せられている者
二 禁錮以上の刑に処せられ、その刑につき執行猶予の言渡しを受けなかつた者で、刑の執行を終るまで、又は執行を受けることがなくなるまでのもの(当該刑につき仮出獄を許された者若しくは除く)
三 逃亡犯罪人引渡法(昭和二十八年法律第六十八号)の規定により仮拘禁許可状又は拘禁許可状が発せられている者

2 入国審査官は、前項の規定により出国の確認を留保したときは、直ちに同項の通知をした機関にその旨を通報しなければならない。
(再入国の許可)
第三十六條 法務大臣は、在留資格を有する外国人

人で、その在留期間の満了前に本邦に再び入国する意図をもつて出国しようとするものが、出国前の在留資格の区分と同じ区分の在留資格をもつて再び本邦に在留しようとするとき(第二十二條第二項又は第二十四條第一項に規定する指定を受けている者にあつては、それぞれこれらの項に規定する活動をしようとするときに限る)は、その者の申請に基づき、再入国の許可をすることが出来る。この場合において、法務大臣は、必要があると認めるときは、当該外国人の申請に基づき、当該許可を数次再入国の許可とすることが出来る。

2 法務大臣は、前項の許可をする場合には、当該許可の日から一年をこえない範囲内においてその有効期間を定めるものとする。
3 第一項の許可は、入国審査官に、当該許可に係る外国人の所持する旅券に当該許可の有効期間及び数次再入国の許可にあつてはその旨を記載させ、又は当該外国人に対しこれらの事項を記載した再入国許可書を交付させて行なうものとする。
4 第一項の許可を受けている者のうち、日本の国籍を有する船舶若しくは航空機又は法務省令で定める船舶若しくは航空機の乗員は、第三十四條第一項の出国の確認を受けることなく出国し、かつ、上陸許可を受けることなく本邦に上陸することが出来る。
5 法務大臣は、第一項の許可を受けて出国した者について、当該許可の有効期間内に再入国することが出来ない相当の理由があると認めるときは、その者の申請に基づき、一年をこえない範囲内で、当該許可の有効期間の延長を許可することが出来る。
6 前項の規定による許可は、再入国許可期間延長許可書を交付して行なうものとし、その事務は、日本領事官等に委任するものとする。
7 法務大臣は、数次再入国の許可を受けている外国人で、再入国したものに對し、引き続き当該許可を与えておくことが適当でないと認める

場合には、その者が本邦にある間において、当該許可を取り消すことができる。

第六章 退去強制

第一節 退去強制の対象者
(退去強制の対象者)

第三十七条 次の各号の一に該当する外国人については、この章に規定する手続により、本邦からの退去を強制することができる。

- 一 第三条第一項の規定に違反した者
- 二 第四条の規定に違反した者
- 三 仮上陸の許可を受けた者で、逃亡したも又は第十三条第三項の規定に違反して呼出しに応じないもの
- 四 第十四条第一項の規定により退去を命ぜられたにもかかわらず、本邦から退去しない者
- 五 第二十条第二項の規定により退去を命ぜられたにもかかわらず、本邦から退去しない者
- 六 第三十一条第一項に規定する者(同条第七項に規定する者を含む)で、同条第二項の規定による許可を受けることなく、同条第一項に規定する期間を経過した後も本邦に残留するもの
- 七 在留期間(第三十条第三項の出国猶予期間を含む)を経過した後も本邦に残留する者又は同項の規定による許可を取り消された者
- 八 一時上陸の許可を受けた者で、当該許可に係る上陸の期間を経過した後も本邦に残留するもの又は当該許可を取り消されたもの
- 九 第二十六条第一項又は第三項の規定による命令に従わない者
- 十 らい予防法の適用を受けているらい患者
- 十一 精神衛生法第二十九条(同法第五十一条において準用する場合を含む)の規定の適用を受け、同法第二十九条に定める精神病院若しくは指定病院に収容されている精神障害者若しくは覚せい剤の慢性中毒者又は麻薬取締法第五十八条の八の規定の適用を受け、同条に定める麻薬中毒者医療施設に収容されている麻薬中毒者

十二 貧困者、放浪者その他生活上の保護を必要とする者で、国又は地方公共団体の負担になつていないもの

十三 外国人登録に関する法令に規定する罪により禁錮以上の刑に処せられた者。ただし、執行猶予の言渡しを受けた者を除く。

十四 麻薬取締法、大麻取締法、あへん法、覚せい剤取締法又は刑法(明治四十年法律第四十五号)第二編第十四章に規定する罪により刑に処せられた者

十五 売春防止法(昭和三十一年法律第十八号)に規定する罪又は性病予防法(昭和二十三年法律第六十七号)第二十六条若しくは第二十七条若しくは刑法第六十二条の罪により刑に処せられた者

十六 少年法(昭和二十三年法律第六十八号)に規定する少年で、無期又は三年をこえる(不定期刑の場合にあつては、その長期が三年をこえる)有期の懲役又は禁錮に処せられたもの

十七 少年法に規定する少年を除くほか、無期又は一年をこえる有期の懲役又は禁錮に処せられた者。ただし、執行猶予の言渡しを受けた者を除く。

十八 他の外国人が不法に本邦に入り、又は上陸することをあおり、そのかし、又は助けた者

十九 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを企て、若しくは主張し、又はこれを企て、若しくは主張する政党その他の団体を結成し、若しくはこれに加入している者

二十 次に掲げる政党その他の団体を結成し、若しくはこれに加入し、又はこれと密接な関係を有する者

イ 公務員であるという理由により、公務員に暴行を加え、又は公務員を殺傷することを勧奨する政党その他の団体

ロ 公共の施設を不法に損傷し、又は破壊することを勧奨する政党その他の団体

ハ 工場又は事業場における安全保持の施設の正常な維持又は運行を停廃し、又は妨げるような争議行為を勧奨する政党その他の団体

二十一 前二号に規定する政党その他の団体の目的を達するため、文書図画を作成し、頒布し、又は展示した者

二十二 前各号に掲げる者を除くほか、法務大臣において日本国の利益又は公安を害する行為を行つたと認定する者

第二節 違反調査
第三十八条 入国警備官は、前条各号(第四号を除く。以下同じ)の一に該当すると思料される外国人(以下「容疑者」という)があるときは、調査をすることができる。ただし、強制的処分は、この節に特別の規定がある場合でなければ、することができない。
(通報)
第三十九条 国又は地方公共団体の職員は、その職務を遂行するに当たつて容疑者を知つたときは、所轄の地方入国管理官署の長に、その旨を通報しなければならない。

ることを勧奨する政党その他の団体

ることを勧奨する政党その他の団体

ることを勧奨する政党その他の団体

ることを勧奨する政党その他の団体

ることを勧奨する政党その他の団体

ることを勧奨する政党その他の団体

ることを勧奨する政党その他の団体

ることを勧奨する政党その他の団体

ることを勧奨する政党その他の団体

ることを勧奨する政党その他の団体

ることを勧奨する政党その他の団体

ることを勧奨する政党その他の団体

ることを勧奨する政党その他の団体

ることを勧奨する政党その他の団体

ることを勧奨する政党その他の団体

めることができる。
(臨検、捜索又は差押え)
第四十一条 入国警備官は、違反調査をするため必要があるときは、その所属官署の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官の許可を受けて、臨検、捜索又は差押えをすることができる。

二 前項の場合において、急遽を要するときは、入国警備官は、臨検すべき場所、捜索すべき場所、身体若しくは物件又は差し押えるべき物件の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官の許可を受けて、同項の処分をすることができる。

三 入国警備官は、前二項の許可を請求しようとするときは、違反調査の対象者が容疑者であることを示す資料を提出するとともに、次の各号に掲げる場合には、それぞれ当該各号に定める資料を添附しなければならない。

一 容疑者以外の者の住居その他の場所を臨検しようとする場合 その場所が違反調査の対象となつている事件(以下「違反事件」という)に關係があると認めるに足りる状況があることを示す資料

二 容疑者以外の者の身体、物件又は住居その他の場所について捜索しようとする場合 差し押えるべき物件が存在し、かつ、その物件が違反事件に關係があると認めるに足りる状況があることを示す資料

三 容疑者以外の者の物件を差し押えようとする場合 その物件が違反事件に關係があると認めるに足りる状況があることを示す資料

四 第一項又は第二項の許可をする場合には、地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官は、臨検すべき場所、捜索すべき場所、身体若しくは物件又は差し押えるべき物件、請求者の官職氏名、有効期間及び裁判所名を記載し、自ら記名押印した許可状を入国警備官に交付しなければならない。

五 入国警備官は、前項の許可状を他の入国警備

ることを勧奨する政党その他の団体

ることを勧奨する政党その他の団体

ることを勧奨する政党その他の団体

ることを勧奨する政党その他の団体

ることを勧奨する政党その他の団体

ることを勧奨する政党その他の団体

ることを勧奨する政党その他の団体

し出ることができる。

2 地方入国管理官署の長は、前項の規定による異議の申出があつたときは、意見を附して、口頭審理に関する記録その他の関係書類を法務大臣に提出しなければならない。

3 法務大臣は、第一項の規定による異議の申出を受理したときは、当該異議の申出が理由があるかどうかを裁決して、その結果を地方入国管理官署の長に通知するものとする。

4 地方入国管理官署の長は、前項の規定による通知を受けたときは、当該容疑者にその旨を通知しなければならない。

(収容)

第五十二条 地方入国管理官署の長は、第四十九条の規定による容疑者の引渡し又は違反事件の引継ぎを受けたときは、収容令書を発付して、入国警備官に当該引渡し又は引継ぎに係る容疑者を収容させるものとする。ただし、当該容疑者が第四十五条第二項各号の一に該当する者である場合には、収容させないことができる。

2 第四十五条第三項の規定は前項の収容令書について、同条第四項、第四十六条及び第四十七条の規定は前項の規定による容疑者の収容について準用する。

3 第一項の場合において、同項の規定による容疑者の収容が第四十五条第一項の規定による容疑者の収容に引き続くものであるときは、地方入国管理官署の長は、第一項の収容令書の発付に代えて、当該容疑者に係る同条第一項の収容令書に容疑者の引渡しを受けた日時及び容疑者の収容を継続する旨を記載し、これに記名押印するものとする。

4 第一項の規定により容疑者を収容することができる期間は、同項の規定による収容を開始した日から起算して二十日以内とする。ただし、地方入国管理官署の長は、やむを得ない事由があるとき認めるときは、二十日を限り延長することができる。

5 第一項の収容令書(第三項に規定する場合に

該当したため第一項の収容令書が発付されていないときにあつては、第四十五条第一項の収容令書。以下同じ。)は、入国審査官若しくは地方入国管理官署の長が第五十条第一項の審査若しくは同条第三項の口頭審理の結果容疑者が第三十七条各号のいずれにも該当しないと認定したとき、又は地方入国管理官署の長が前条第三項の規定による異議の申出が理由があると裁決してその旨の通知を受けたときは、その効力を失う。

(収容の一時解除)

第五十三条 地方入国管理官署の長は、前条第一項の規定により収容されている者が第四十五条第二項各号の一に該当するに至つたときは、その者の収容を一時解除することができる。

2 前条第一項の規定により収容されている者又はその代理人、保佐人、配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹は、地方入国管理官署の長に対し、前項の規定による収容の一時解除を請求することができる。

3 第一項の規定による収容の一時解除をする場合には、地方入国管理官署の長は、当該収容の一時解除を受ける者の住居を定めなければならない。

4 第一項の規定による収容の一時解除を受けた者は、前項の規定により定められた住居に居住し、地方入国管理官署の長から呼出しがあつたときは、これに応じなければならない。

5 第三項の場合において、地方入国管理官署の長は、当該収容の一時解除を受ける者に対し、法務省令で定めるところにより、行動の範囲その他の事項に必要と認める条件を附し、又は五十万円をこえない範囲内で法務省令で定める額の保証金を納付させることができる。

6 第三項の場合において、地方入国管理官署の長は、適当と認めるときは、当該収容の一時解除を受ける者以外の者の差し出した保証書をもつて前項の保証金に代えることを許すことができる。

7 前項の保証書には、保証金額及びいつでもそ

の保証金を納付する旨を記載しなければならない。

(一時解除の取消し)

第五十四条 地方入国管理官署の長は、前条第一項の規定による収容の一時解除を受けた者が逃亡し、逃亡すると疑うに足りる相当の理由があり、同条第四項の規定に違反して呼出しに応ぜず、又は同条第五項の規定により附された条件に違反したときは、当該収容の一時解除を取り消すことができる。

2 前項の規定による収容の一時解除の取消しをしたときは、地方入国管理官署の長は、収容一時解除取消書を作成し、第五十二条第一項の収容令書とともに、入国警備官にこれを交付しなければならない。

3 地方入国管理官署の長は、法務省令で定めるところにより、逃亡したこと又は前条第四項の規定に違反して呼出しに応じないことを理由として収容の一時解除の取消しをしたときは同条第五項の保証金の全部を、同項の規定により附された条件に違反したことを理由として収容の一時解除の取消しをしたときはその一部を國庫に帰属させるものとする。この場合において、同条第六項の保証書を差し出した者には、國庫に帰属させる金額を納付するよう命ずるものとする。

4 前項後段の規定による命令は、強制執行に關しては、執行力のある債務名義と同一の効力を有する。

5 入国警備官は、第一項の規定により収容の一時解除を取り消された者がある場合には、その者に収容一時解除取消書及び第五十二条第一項の収容令書を示して、その者を収容しなければならない。

6 入国警備官は、収容一時解除取消書及び第五十二条第一項の収容令書を所持しない場合でも、急速を要するときは、第一項の規定により収容の一時解除を取り消された者に対し、収容の一時解除が取り消された旨を告げて、その者

を収容することができる。ただし、当該収容一時解除取消書及び当該収容令書は、できるだけすみやかに示さなければならない。

第四節 退去強制令書の執行 (退去強制令書)

第五十五条 外国人の退去強制は、退去強制令書によつて行なう。

2 地方入国管理官署の長は、外国人が次の各号の一に該当するに至つた場合には、退去強制令書を発付しなければならない。ただし、第三十二条第五項の規定による上申をした場合において、同条第六項の規定による通知があるまでの間は、この限りでない。

一 第五十条第五項の規定による通知を受けた場合において、文書により第五十一条第一項の規定による異議の申出をしない旨を明らかにしたとき、又は当該通知を受けた日から三日以内に同項の規定による異議の申出をしなかつたとき。

二 異議の申出が理由がないと裁決した旨の第五十一条第四項の規定による地方入国管理官署の長からの通知を受けたとき。

三 第十四条第一項の規定により退去を命ぜられたにもかかわらず、本邦から退去しないとき。

3 退去強制令書には、退去を強制される者の氏名、年令及び国籍、退去強制の理由、第五十七条第六項の規定により送還する場合の送還先、発付年月日その他法務省令で定める事項を記載し、かつ、地方入国管理官署の長がこれに記名押印しなければならない。

(送還先)

第五十六条 次条第六項の規定により送還する場合の送還先は、退去を強制される者の国籍又は市民権の属する国とする。

2 地方入国管理官署の長は、退去を強制される者を前項の国に送還することができないとき、又は送還することが適当でないと認めるに足りる相当の事情があるときは、次に掲げる国のい

ずれかを送還先に指定することができる。

一 退去を強制される者が本邦に入国する直前に居住していた国

二 退去を強制される者が本邦に入国する前に居住していたことのある国

三 退去を強制される者が本邦に向けて船舶又は航空機に乗った港又は飛行場の属する国

四 退去を強制される者の出生地の属する国

五 退去を強制される者の出生時にその出生地の属していた国

六 前各号に掲げる国以外の国で、退去を強制される者が希望するもの

三 前項の規定により送還先を指定する場合には、できる限り退去を強制される者の希望を尊重しなければならない。

(退去強制令書の執行)

第五十七条 退去強制令書は、入国警備官が執行するものとする。

2 警察官又は海上保安官は、入国警備官が足りないため地方入国管理官署の長が必要と認め、依頼したときは、退去強制令書を執行することができる。

3 入国警備官(前項の規定により退去強制令書を執行する警察官又は海上保安官を含む。以下この条において同じ。)は、退去強制令書を執行するときは、退去を強制される者に退去強制令書又はその写しを示さなければならない。

4 退去を強制される者は、退去強制令書の執行が開始された日から七日を経過する日(七日を経過する日以前に第六十四条の規定により船舶若しくは航空機の長又は運送業者が送還するときは、当該送還する日の前日)までの間において、自らの費用により、自ら本邦を退去すること(以下「自費退去」という。)を希望するときは、自費退去をすることができる。

5 入国警備官は、退去を強制される者を第六十四条の規定により船舶若しくは航空機の長又は運送業者が送還するときは、これらの者に退去を強制される者を引き渡すものとする。

6 入国警備官は、退去を強制される者について退去強制令書の執行が開始された日から七日を経過したとき、又はその者が自費退去をしないことが明らかなきときは、すみやかにその者を送還しなければならない。ただし、前項に規定する場合又は次項の規定により地方入国管理官署の長が自費退去を許可した場合は、この限りでない。

7 退去強制令書の執行が開始された日から七日を経過した後において、退去を強制される者が自費退去を希望するときは、地方入国管理官署の長は、その者の申請に基づき、これを許可することができる。

8 入国警備官は、第四項から前項までの規定により、退去を強制される者が自費退去をし、又はその者を船舶若しくは航空機の長若しくは運送業者に引き渡し、若しくは送還することができるまでの間、その者を入国者収容所、地方入国管理官署の収容場その他法務大臣又はその委任を受けた地方入国管理官署の長が指定する場所に収容することができる。

(退去強制令書の執行停止)

第五十八条 地方入国管理官署の長(前条第八項の規定により入国者収容所に収容されている者については、入国者収容所長。次項において同じ。)は、退去強制令書の執行によつて、退去を強制される者が著しく健康を害するおそれがあるときは、その者の同条第五項の規定による引渡し、同条第六項の規定による送還又は同条第八項の規定による収容を停止させることができる。

2 地方入国管理官署の長は、前条第八項の規定により収容されている者又はその代理人、保佐人、配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹の請求に基づき、特に必要があると認めるときは、同項の規定による収容を停止させることができる。

3 前二項の規定により収容を停止させる場合には、地方入国管理官署の長(入国者収容所長が

収容を停止させる場合にあつては、入国者収容所長。第五項及び第六項において同じ。)は、当該収容の停止を受ける者の住居を定めなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による収容の停止を受けた者は、前項の規定により定められた住居に居住し、地方入国管理官署の長(入国者収容所長が収容を停止させた者については、入国者収容所長。次条において同じ。)から呼出しがあつたときは、これに応じなければならない。

5 第三項の場合において、地方入国管理官署の長は、当該収容の停止を受ける者に対し、法務省令で定めるところにより、行動の範囲その他の事項に關して必要と認める条件を附し、又は五十万円をこえない範囲内で法務省令で定める額の保証金を納付させることができる。

6 第三項の場合において、地方入国管理官署の長は、適当と認めるときは、当該収容の停止を受ける者以外の者の差し出した保証書をもつて前項の保証金に代えることを許すことができる。

7 前項の保証書には、保証金額及びいつでもその保証金を納付する旨を記載しなければならない。

(執行停止の取消)

第五十九条 地方入国管理官署の長は、前条第一項又は第二項の規定による収容の停止を受けた者が逃亡し、逃亡すると疑うに足りる相当の理由があり、同条第四項の規定に違反して呼出しに應ぜず、又は同条第五項の規定により附された条件に違反したときは、当該収容の停止を取り消すことができる。

2 前項の規定による収容の停止の取消をしたときは、地方入国管理官署の長は、退去強制令書執行停止取消書を作成し、退去強制令書とともに、入国警備官にこれを交付しなければならない。

3 地方入国管理官署の長は、法務省令で定めるところにより、逃亡したこと又は前条第四項の

規定に違反して呼出しに応じないことを理由として収容の停止の取消をしたときは同条第五項の保証金の全部を、同項の規定により附された条件に違反したことを理由として収容の停止の取消をしたときはその一部を国庫に帰属させるものとする。この場合において、同条第六項の保証書を差し出した者には、国庫に帰属させる金額を納付するよう命ずるものとする。

4 前項後段の規定による命令は、強制執行に關しては、執行力のある債務名義と同一の効力を有する。

5 入国警備官は、第一項の規定により収容の停止を取り消された者がある場合には、その者に退去強制令書執行停止取消書及び退去強制令書を示して、その者を収容しなければならない。

6 入国警備官は、退去強制令書執行停止取消書及び退去強制令書を所持しない場合でも、急速を要するときは、第一項の規定により収容の停止を取り消された者に対し、収容の停止が取り消された旨を告げて、その者を収容することができる。ただし、当該退去強制令書執行停止取消書及び当該退去強制令書は、できるだけすみやかに示さなければならない。

第七章 船舶又は航空機の長及び運送業者の責任

(事前通報等の義務)

第六十条 船舶(本邦の港と本邦外の港との間を運航する船舶をいう。以下同じ。)又は航空機(本邦の飛行場と本邦外の飛行場との間を運航する航空機をいう。以下同じ。)の長は、法務省令で定めるところにより、あらかじめ、入港しようとする出入国港の入国審査官に対し、入港予定日時その他の事項を通報しなければならない。ただし、法務省令で定める船舶又は航空機については、この限りでない。

2 船舶又は航空機の長は、法務省令で定めるところにより、当該船舶又は航空機が出入国港に入港したときは直ちに、出入国港から出港する

ときはあらかじめ、当該出入国港の入国審査官に対し、入出港届を提出しなければならない。ただし、法務省令で定める船舶又は航空機については、この限りでない。

3 前項の場合において、船舶又は航空機の長は、入国審査官の要求があつたときは、乗員名簿又は乗客名簿を提出しなければならない。

(報告の義務)

第六十一条 本邦に入る船舶又は航空機の長は、有効な旅券を所持しない外国人(乗員又は第三条第二項に規定する者で、有効な乗員手帳を所持するものを除く)が当該船舶又は航空機に乗つて入国することを知らしめ、直ちにその旨を出入国港の入国審査官に報告しなければならない。

2 本邦から出る船舶又は航空機の長は、第三十条第二項又は第六十六条第二項の規定に違反して出国しようとする者が当該船舶又は航空機に乗つて入国港の出入国審査官に報告しなければならない。

(船舶又は航空機の長の行為の代行)

第六十二条 前二条の規定により船舶又は航空機の長がすべき行為は、これらの条に規定する船舶又は航空機に係る運送業者も行うことができる。

(上陸防止の義務)

第六十三条 船舶又は航空機の長は、第六十一条第一項に規定する外国人が当該船舶又は航空機に乗つて入国することを防止しなければならない。

(送還の義務)

第六十四条 次の各号の一に該当する外国人が乗つてきた船舶若しくは航空機の長又はその船舶若しくは航空機に係る運送業者は、当該外国人をその船舶若しくは航空機又は当該運送業者に係る他の船舶若しくは航空機により、その責任と費用で、すみやかに本邦外の地域に送還しなければならない。

ければならない。

一 第十四条第一項の規定により退去を命ぜられた者

二 第三十七条第三号から第五号まで又は第八号に該当することを理由として同条の規定により退去を強制される者

三 第三十七条第一号又は第二号に該当することを理由として入国又は上陸後三年以内に同条の規定により退去を強制される者のうち、その者が乗つてきた船舶若しくは航空機の長又はその船舶若しくは航空機に係る運送業者において、その者が第三条第一項又は第四条の規定に違反して本邦に入り、又は上陸しようとして入国港に入国することを明らかに知つていたと認められる者

四 第六条第一項各号に係る事実があることを理由として上陸後三年以内に第三十七条の規定により退去を強制される者のうち、その者が乗つてきた船舶若しくは航空機の長又はその船舶若しくは航空機に係る運送業者において、その者の上陸のときにその者について当該事実があることを明らかに知つていたと認められる者

2 前項の場合において、外国人を同項に規定する船舶又は航空機により送還することができなるときは、運送業者は、その責任と費用で、すみやかに他の船舶又は航空機により送還しなければならない。

(指示に従う義務)

第六十五条 船舶又は航空機の長及びその船舶又は航空機に係る運送業者は、入国審査官がこの法律に規定する審査その他の職務の執行に当たり必要な指示をした場合には、これに従わなければならない。

(日本人の出国)

第六十六条 本邦外の地域におもむく意図をもつて出国しようとする日本人は、有効な旅券を所持し、出入国港において、法務省令で定めるところにより、入国審査官から出国の確認を受けなければならない。ただし、日本の国籍を有する船舶若しくは航空機又は法務省令で定める船舶若しくは航空機の乗員で、有効な旅券又は乗員手帳を所持するものについては、この限りでない。

2 前項に規定する日本人(同項ただし書に規定する者を除く)は、同項の出国の確認を受けなければならない。

(日本人の帰国)

第六十七条 本邦外の地域から本邦に帰国する日本人は、有効な旅券を所持し、出入国港において、法務省令で定めるところにより、入国審査官から帰国の確認を受けなければならない。前条第一項ただし書の規定は、この場合について準用する。

第九章 管理機関

(入国審査官)

第六十八条 この法律に規定する職務に従事させるため、入国管理事務所に入国審査官を置く。

2 入国審査官は、この法律に規定する職務を行うため必要があるときは、船舶又は航空機に乗り込むことができる。

3 入国審査官は、必要があるときは、その所属する入国管理事務所の管轄区域外においても、職務を行なうことができる。

(入国警備官)

第六十九条 この法律に規定する職務に従事させるため、入国者収容所及び入国管理事務所に入国警備官を置く。

2 入国警備官の階級は、政令で定める。

3 入国警備官は、国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第百八条の二の規定の適用については、警察職員とみなす。

4 入国警備官は、外国人が第四条の規定に違反して本邦に上陸することを防止するため必要があるときは、船舶又は航空機に乗り込むことができる。

5 入国警備官は、第四条の規定に違反して本邦

に上陸しようとしていると疑うに足りる相当の理由のある者に対し、質問し、若しくは旅券、乗員手帳その他の身分を証する文書の提示を求め、又は周囲の事情から合理的に判断して外国人が不法に本邦に上陸しようとしていることについて知つておられると認められる者に対し、質問することができる。

6 入国警備官は、第四条の規定に違反する行為がまさに行なわれようとするのを認めるときは、その予防のため関係人に必要な警告を発し、又はこれを制止することができる。

7 前条第三項の規定は、入国管理事務所に置かれた入国警備官について準用する。

(小型武器の携帯及び使用)

第七十条 入国審査官及び入国警備官は、その職務を行なうに当たり、特に必要があるときは、小型武器を携帯することができる。

2 入国審査官及び入国警備官は、その職務の執行に際し、その事態に応じ、合理的に必要と判断される限度において、小型武器を使用することができ。ただし、次の各号の一に該当する場合を除いては、人に危害を与えてはならない。

一 刑法第三十六条又は第三十七条に該当する場合

二 第十三条第七項、第四十五条第一項若しくは第五十二条第一項の収容令書(第七十四条を除き、以下「収容令書」という。)若しくは退去強制令書の執行を受ける者がその者に対する入国警備官の職務の執行に対して抵抗する場合又は第三者がその者を逃がそうとして入国警備官に抵抗する場合において、これを防止するために他の手段がないと入国警備官において信するに足りる相当の理由があるとき。

(地方入国管理官署の長の職務の代行等)

第七十一条 地方入国管理官署の長に事故のあるとき、又は地方入国管理官署の長が欠けたときは、その官署の入国審査官が、法務大臣の定め

る順序により、臨時にこの法律に規定する地方
入国管理官署の長の職務を行なう。

2 地方入国管理官署の長は、法務大臣の指定す
る入国審査官に第十條第二項又は第五十條第三
項の口頭審理を取り扱わせることができる。

(事実の調査)

第七十二條 法務大臣は、この法律の規定により
その権限に属する事項を処理するため必要があ
るときは、地方入国管理官署の長に事実の調査
を命ずることができる。

2 地方入国管理官署の長は、前項の規定による
命令を受けたとき、又はこの法律(これに基づ
く命令を含む)の規定によりその権限に属する
事項を処理するため必要があるときは、所属の
入国審査官又は入国警備官に事実の調査をさせ
ることができる。

3 地方入国管理官署の長は、前項に規定する場
合には、公務所又は公私の団体に照会して必要
な事項の報告を求めることができる。

(制服の着用又は証票の携帯)

第七十三條 入国審査官及び入国警備官は、この
法律に規定する職務を行なうときは、制服を着
用し、又はその身分を示す証票を携帯しなけれ
ばならない。

2 前項の場合において、当該証票は、関係人の
請求があるときは、これを提示しなければなら
ない。

3 入国審査官及び入国警備官の服制及び証票
は、法務大臣が定める。

第十章 補則

(刑事訴訟法の特例)

第七十四條 司法警察員は、第八十一條又は第八
十四條の罪に係る被疑者を逮捕し、又は受け取
つた場合には、第四十五條第一項又は第五十二
條第一項の收容令書が発付され、かつ、その者
が他に罪を犯した嫌疑のないときに限り、刑事
訴訟法(昭和二十三年法律第三十一號)第二
百三條(同法第二百一十一條及び第二百十六條に
おいて準用する場合を含む)の規定にかかわら

ず、書類及び証拠物とともに、当該被疑者を入
国警備官に引き渡すことができる。

2 前項の場合には、被疑者が身体を拘束された
時から四十八時間以内に、当該被疑者を引き渡
す手続をしなければならぬ。

(刑事手続等との関係)

第七十五條 刑事訴訟に関する法令、刑の執行に
関する法令又は少年院若しくは婦人補導院の在
院者の処遇に関する法令の規定による手続が行
なわれている者について退去強制令書が発付さ
れた場合には、これらの法令の規定による手続
が終了した後でなければ、その執行(第五十七
條第八項の規定による收容を除く)をすることが
できない。ただし、刑事訴訟に関する法令の
規定による手続以外の手続が行なわれている場
合で、関係機関の同意があつたときは、この限
りでない。

2 前項に規定する場合において、第五十七條第
八項の規定により收容された者に対する同條第
四項、第六項及び第七項の規定の適用について
は、これらの項中「退去強制令書の執行が開始
された日」とあるのは、同條第四項にあつては
「第七十五條第一項に規定する手続が終了した
日又は同項ただし書の同意があつたことを知つ
た日(以下「手続終了等の日」という。))と、同
條第六項及び第七項にあつては「手続終了等の
日」とする。

(收容場の設置)

第七十六條 地方入国管理官署に、收容令書又は
退去強制令書の執行を受ける者を收容する收容
場を設ける。

(被收容者の処遇)

第七十七條 收容令書又は退去強制令書により第
四十六條第一項(第五十二條第二項において準
用する場合を含む)又は第五十七條第八項に規
定する場所(以下「收容場所」という)に收容さ
れている者(以下「被收容者」という)には、収
容場所の保安上支障がない範囲内においてでき
る限りの自由が与えられなければならない。

2 被收容者には一定の寝具を貸与し、及び一定
の糧食を給与するものとする。

3 被收容者に対する給養は、適正でなければなら
ず、收容場所の設備は、衛生的でなければなら
ない。

4 入国者收容所長又は地方入国管理官署の長
(第五十七條第二項の規定により警察官又は海
上保安官が退去強制令書を執行している場合に
あつては、当該警察官又は海上保安官の属する
官署の長。次項及び第六項において同じ)は、
收容場所の保安上又は衛生上必要があると認め
るときは、被收容者の身体、所持品若しくは衣
類を検査し、又は所持品若しくは衣類を領置す
ることができる。

5 入国者收容所長又は地方入国管理官署の長
は、收容場所の保安上必要があると認めるとき
は、被收容者の面会を制限し、若しくは禁止
し、又はその者の発受する通信を検閲し、若し
くはその者の通信の発受を禁止し、若しくは制
限することができる。

6 入国者收容所長又は地方入国管理官署の長
は、被收容者から処遇に關して不服の申出があ
つた場合において、当該不服に係る事項を処理
したときは、その結果を当該申出人に対し告知
するものとする。

7 前各項に規定するものを除くほか、被收容者
の処遇に關し必要な事項は、法務省令で定め
る。

8 前各項の規定は、第四十六條第二項(第五十
二條第二項において準用する場合を含む)の規
定により容疑者を警察署に留置する場合につい
て準用する。この場合において、第四項中「入
国者收容所長又は地方入国管理官署の長(第五
十七條第二項の規定により警察官又は海上保安
官が退去強制令書を執行している場合にあつて
は、当該警察官又は海上保安官の属する官署の
長。次項及び第六項において同じ)」とあり、
第五項及び第六項中「入国者收容所長又は地方
入国管理官署の長」とあるのは、「警察署長」と

読み替へるものとする。

(手数料)

第七十八條 外国人は、第二十二條第三項、第二
十三條第一項、第二十八條第一項、第二十九條
第一項、第三十條第一項又は第三十六條第一項
若しくは第五項の許可を受けようとする場合に
は、政令で定めるところにより、四千円をこえ
ない範囲内において政令で定める額の手料を
納めなければならない。

(権限の委任)

第七十九條 この法律に規定する法務大臣の権限
は、政令で定めるところにより、地方入国管理
官署の長又は日本領事官等に委任することが
できる。

(省令への委任)

第八十條 この法律の実施のための手続その他そ
の執行について必要な事項は、法務省令で定め
る。

第十一章 罰則

第八十一條 次の各号の一に該当する者は、三年
以下の懲役若しくは禁錮又は十万円以下の罰金
に処する。

一 第三條第一項の規定に違反した者

二 第四條の規定に違反した者

三 仮上陸の許可を受けた者で、逃亡したも
の又は第十三條第三項の規定に違反して呼出し
に応じないもの

四 第十四條第一項の規定により退去を命ぜら
れたにもかかわらず、本邦から退去しない者

五 第三十一條第一項に規定する者(同條第七
項に規定する者を含む)で、同條第二項の規
定による許可を受けることなく、同條第一項
に規定する期間を経過した後も本邦に残留す
るもの

六 在留期間(第三十條第三項の出国猶予期間
を含む)を経過した後も本邦に残留する者

七 一時上陸の許可を受けた者で、当該許可に
係る上陸の期間を経過した後も本邦に残留す
るもの

<p>第八十二条 第三千四百条第二項又は第六十六条第二項の規定に違反して出国し、又は出国することを企てた者は、一年以下の懲役若しくは禁錮又は十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第八十三条 収容令書又は退去強制令書によつて身体を拘束されている者で、逃走したものは、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。</p> <p>第八十四条 第二十六条第一項の規定による命令に従わなかつた者は、六月以下の懲役若しくは禁錮又は五万円以下の罰金に処する。</p> <p>第八十五条 第八十一条から前条までの罪を犯した者には、懲役又は禁錮及び罰金を併科することができ。</p> <p>第八十六条 第十條第五項(第五十條第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ)の規定による命令に違反して出頭せず、又は第十條第五項の規定による宣誓若しくは証言を拒み、若しくは虚偽の証言をした者は、三万円以下の罰金に処する。</p> <p>第八十七条 第二十七條第一項又は第二項の規定に違反した者は、一万円以下の罰金に処する。</p> <p>第八十八条 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の過料に処する。</p> <p>一 第六十條第一項若しくは第二項の規定に違反した者又は同条第三項の規定に違反して名簿を提出せず、若しくは虚偽の記載をした名簿を提出した者</p> <p>二 第六十一條の規定に違反した者</p> <p>三 第六十三條の規定に違反した者</p>	<p>四 第六十四條の規定に違反して送還を怠つた者</p> <p>五 第六十五條の規定に違反した者</p> <p>第八十九条 第八十一条第一号の犯罪行為の用に供した船舶又は航空機で、犯人の所有又は占有に係るものは、没収する。ただし、その船舶又は航空機が犯人以外の者の所有に係り、かつ、その者が次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。</p> <p>一 第八十一条第一号の犯罪が行なわれることをあらかじめ知らないのでその犯罪が行なわれた時から引き続きその船舶又は航空機を所有しているとき</p> <p>二 前号に規定する犯罪が行なわれた後、その情を知らないのでその船舶又は航空機を取得したと認められるとき</p> <p>附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。</p> <p>(出入国管理令の廃止)</p> <p>第二条 出入国管理令(昭和二十六年政令第三百十九号)は、廃止する。</p> <p>(在留資格に関する経過措置)</p> <p>第三条 この条においては、次の表の上欄に掲げる在留資格(以下この条において「旧在留資格」という)は、同表の下欄に掲げる在留資格(以下この条において「新在留資格」という)に対応するものとする。</p>
<p>前条の規定による廃止前の出入国管理令(以下「旧令」という。)第四條第一項第一号に該当する者としての在留資格</p> <p>旧令第四條第一項第二号に該当する者としての在留資格</p> <p>旧令第四條第一項第三号又は第四号に該当する者としての在留資格</p>	<p>この法律(以下「新法」という。)第二条第二項第一号の在留資格</p> <p>新法第二条第二項第二号の在留資格</p> <p>新法第二条第二項第十三条の在留資格</p>

<p>旧令第四条第一項第五号に該当する者としての在留資格</p>	<p>新法第二条第二項第六号の在留資格</p>
<p>旧令第四条第一項第六号に該当する者としての在留資格</p>	<p>新法第二条第二項第七号の在留資格</p>
<p>旧令第四条第一項第七号又は第八号に該当する者としての在留資格</p>	<p>新法第二条第二項第五号の在留資格</p>
<p>旧令第四条第一項第九号に該当する者としての在留資格</p>	<p>新法第二条第二項第九号の在留資格</p>
<p>旧令第四条第一項第十号に該当する者としての在留資格</p>	<p>新法第二条第二項第三号の在留資格</p>
<p>旧令第四条第一項第十一号に該当する者としての在留資格</p>	<p>新法第二条第二項第四号の在留資格</p>
<p>旧令第四条第一項第十二号に該当する者としての在留資格</p>	<p>新法第二条第二項第十四号の在留資格</p>
<p>旧令第四条第一項第十三号に該当する者としての在留資格</p>	<p>新法第二条第二項第十号の在留資格</p>
<p>旧令第四条第一項第十四号に該当する者としての在留資格</p>	<p>新法第二条第二項第十一号の在留資格</p>
<p>旧令第四条第一項第十五号に該当する者としての在留資格のうち、同項第五号から第十一号まで又は第十三号に該当する者の配偶者又は未成年の子で配偶者のないものに係る在留資格</p>	<p>新法第二条第二項第十二号の在留資格</p>
<p>旧令第四条第一項第十五号に該当する者としての在留資格のうち、同項第十二号に該当する者の配偶者又は未成年の子で配偶者のないものに係る在留資格</p>	<p>新法第二条第二項第十四号の在留資格</p>
<p>旧令第四条第一項第十六号に該当する者としての在留資格</p>	<p>新法第二条第二項第十四号の在留資格</p>

2 新法の施行の際現に旧令第四条第三項の証明書(以下「事前証明書」という。)の交付を受けている者は、新法の規定の適用については、当該事前証明書に係る旧在留資格に対応する新在留資格に係る新法第八条第一項の事前認定を受け

3 新法の施行の際現にされている旧令第四条第三項の規定による事前証明書の交付の申請は、新法の規定の適用については、新法第八条第一項の規定による当該申請に係る旧在留資格に対

5 前項の場合において、同項に規定する者の新法の規定による在留期間は、旧令の規定による在留期間が満了する日までの期間（旧令第四号第一項第二号に係る旧在留資格を有する者については、新法の施行の日から一年を経過する日までの期間）とする。

6 新法の施行の際現に旧令第二十条の規定による在留資格の変更の申請又は旧令第二十二号の二の規定による在留資格の取得の申請（附則第九号に規定するものを除く。）は、新法の規定の適用については、それぞれ新法第二十八号の規定による当該在留資格の変更の申請に係る旧在留資格に対応する新在留資格への区分の変更の申請又は新法第三十一条の規定による当該在留資格の取得の申請に係る旧在留資格に対応する新在留資格の取得の申請とみなす。

（上陸の手續に関する経過措置）
第四条 新法の施行の際現に旧令第六号第二項に規定する上陸の申請をしている者に関する旧令第三章第一節から第三節まで（第十号第八項及び第十一号第五項を除く。）の規定に係る事項（これらの事項に係る罰則の適用を含む。）については、なお従前の例による。この場合において、旧令（これに基づく命令を含む。）の規定中「特別審理官」とあるのは「地方入国管理官署の長又は法務大臣の指定する入国審査官」と、「主任審査官」とあるのは「地方入国管理官署の長」とする。

（上陸許可の要件に関する経過措置）
第五条 旧令第四号第五項の許可があつたことを示す書類を所持している者については、新法第

五号第一号中「各号第十一号を除く。」とあるのは「各号」とする。

2 旧令第五号第一項第六号又は第八号の規定に該当して上陸を拒否された者は、新法第六号第一項第十号の規定の適用については、それぞれ同項第八号又は第九号の規定に該当したことにより上陸許可を受けることができず、新法第十四号第一項の規定により退去を命ぜられて本邦から退去した者とみなす。

3 旧令第二十四号各号の一に該当して退去を強制された者は、新法第六号第一項第十一号の規定の適用については、新法第三十七号の規定により退去を強制されて本邦から退去した者とみなす。

（事前認定に関する経過措置）
第六条 新法第八号の規定は、新法第二号第二項第五号、第六号、第八号、第九号、第十二号又は第十四号の在留資格の決定を受けて本邦に在留するため上陸許可を受けようとする外国人（本邦の学術研究機関又は教育機関において研究の指導又は教育を行なおうとする者及び産業上の高度な又は特殊な技術又は技能を提供するために本邦の公私の機関により招へいされる者を除く。）で、新法の施行の日から三月を経過する日までの間に新法第九号第一項の申請をするものについては、適用しない。

（退去命令に関する経過措置）
第七条 旧令第十号第七項の規定による認定に服した者及び主任審査官が旧令第十一号第三項の規定により受けた異議の申出が理由がないと裁決した旨の通知に係る者のうち、新法の施行の日前に旧令第十号第八項又は第十一号第五項の規定による退去を命ぜられた者以外の者は、新法第十四号の規定の適用については、同条第一項に規定する外国人で、新法の施行の日と同項各号の一に該当するに至つたものとみなす。

2 附則第四条に規定する者で、旧令第十号第七項の規定の例による認定に服したものは地方入国管理官署の長が旧令第十一号第三項の規定

の例により受けた異議の申出が理由がないと裁決した旨の通知に係るものは、新法第十四号の規定の適用については、同条第一項に規定する外国人で、当該認定に服した日又は当該通知を地方入国管理官署の長が受けた日に同項各号の一に該当するに至つたものとみなす。

（在留資格の取得等に関する経過措置）
第八条 新法の施行の際現に旧令第二十二号の二第一項の規定により本邦に在留している者に関する新法第三十一条の規定の適用については、旧令第二十二号の二第一項に規定する事由が生じた日に新法第三十一条第一項に規定する事由が生じたものとみなす。

2 新法の施行の際現に旧令第四号第一項第十五号に該当する者としての在留資格を有する者で、当該在留資格の決定の基礎となつた身分関係その他の要件がなくなつてゐるものについては、附則第三条第四項の規定は、適用しない。

この場合において、これらの者に対する新法第三十一条の規定の適用については、新法の施行の日と同条第一項に規定する事由が生じたもの

とみなす。

（永住許可に係る申請に関する経過措置）
第九条 新法の施行の際現に旧令第四号第五項若しくは第二十二号の規定による永住許可の申請又は旧令第二十二号の二の規定による旧令第四号第一項第十四号に該当する者としての在留資格の取得の申請をしている者に関する当該申請に係る許可については、なお従前の例による。

（退去強制等に関する経過措置）
第十条 旧令第二十四号各号の一に該当する者（旧令附則第四項の規定により旧令第二十四号第一号に該当する者とみなされた者を含む。）及び旧外国人登録令（昭和二十二年勅令第二百七号）第三号の規定に違反した者に対する退去強制及び特別在留許可については、新法の規定を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げるものは、同表の下欄に掲げるものとみなし、同表の上欄の旧令の規定（旧令第二十四号に係る規定を除く。）は、旧外国人登録令第十六条第二項において準用する場合を含むものとする。

旧令の退去強制令書	新法の退去強制令書
旧令第五十四号第一項の規定による仮放免の請求	新法第五十八号第二項の規定による収容の停止の請求
旧令第五十四号第二項の規定による仮放免	新法第五十八号第三項の規定による収容の停止
旧令第五十四号第二項の規定により附された住居の制限	新法第五十八号第三項の規定による住居の指定
旧令第五十四号第二項の規定により附された行動範囲の制限若しくは仮放免の条件又は同項の保証金	新法第五十八号第五項の規定により附された条件又は同項の保証金
旧令第五十四号第三項の保証書	新法第五十八号第六項の保証書
旧令第五十五号第一項の規定による仮放免の取消し	新法第五十九号第一項の規定による収容の停止の取消し
旧令第五十五号第二項の仮放免取消書	新法第五十九号第二項の退去強制令書執行停止取消書
旧令第二十四号第一号に掲げる者（旧令附則第四項の規定により旧令第二十四号第一号に該当する者とみなされた者を含む。）旧外国人登録令第三条の規定に違反した者	新法第三十七号第一号に掲げる者
旧令第二十四号第二号又は第三号に掲げる者	新法第三十七号第一号に掲げる者

旧令第二十四号第四号に掲げる者	新法第三十七号第七号に掲げる者
旧令第二十四号第五号に掲げる者	新法第三十七号第三号に掲げる者
旧令第二十四号第六号に掲げる者	新法第三十七号第八号に掲げる者
旧令第二十四号第七号に掲げる者	新法第三十七号第六号に掲げる者

2 前項の規定にかかわらず、新法の施行の際現に旧令第五章第二節の規定（旧外国人登録令第十六条第二項において準用する場合を含む。）により収容されている外国人又は同章第三節の規定（旧外国人登録令第十六条第二項において準用する場合を含む。）による手続が行なわれている外国人に関する旧令第五章第一節から第三節まで及び第五節中収容令書の発付を受けている者に係る部分の規定に係る事項（これらの事項に係る罰則の適用を含む。）については、なお従前の例による。この場合において、旧令（これに基づく命令を含む。）の規定中「特別審理官」とあるのは「地方入国管理官署の長又は法務大臣の指定する入国審査官」と、「主任審査官」とあるのは「地方入国管理官署の長」と、「第五十一条の規定による退去強制令書」とあるのは「出入国法（昭和四十七年法律第 号）の退去強制令書」とする。

（送還の義務に関する経過措置）

第十一条 旧令第十条第八項又は第十一条第五項の規定による退去を命ぜられた者に関する旧令第五十九条（第一項第二号及び第三号を除く。）の規定に係る事項（これに係る罰則の適用を含む。）については、なお従前の例による。

2 旧令第二十四号各号の一に該当したことを理由として退去を強制される者については、新法第六十四条第一項第二号中「第三十七号第三号から第五号まで又は第八号に該当することを理由として同条」とあるのは「附則第二条の規定による廃止前の出入国管理令（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「旧令」という。第二十四号第五号又は第六号に該当することを理由としてこの法律」と、同項第三号中「第三十七号第一号又は第二号に該当すること」とあるのは「旧令第二十四号第一号から第三号までの規定に該当すること」と、「同条」とあるのは「この法律」と、「第三条第一項又は第四条の規定に違反して」とあるのは「旧令第三条若しくは第九条第五項の規定に違反して、又は旧令第三章第四節の規定による許可を受けないで」と、同項第四号中「第六条第一項各号」とあるのは「旧令第五号第一項各号」と、「第三十七号」とあるのは「この法律」とする。

（入国審査官及び入国警備官に関する経過措置）

第十二条 旧令の規定に基づく入国審査官及び入国警備官は、それぞれ新法の規定に基づく入国審査官及び入国警備官となるものとする。

（許可等に関する経過措置）

第十三条 次の表の上欄に掲げるものは、新法の規定の適用については、同表の下欄に掲げるものとみなす。

旧令の規定による寄港地上陸の許可又はその許可の申請	新法の規定による寄港地上陸の許可又はその許可の申請
旧令の規定による寄港地上陸許可書	新法の規定による寄港地上陸許可書
旧令第十四条第三項の規定に基づいて定められた上陸時間	新法第十五条第一項の規定により定められた上陸期間

旧令第十四条第三項の規定により附された行動の範囲その他の制限	新法第十五条第三項の規定により附された条件
旧令の規定による観光のための通過上陸の許可若しくは船舶上陸の許可又はこれらの許可の申請	新法の規定による通過上陸の許可又はその許可の申請
旧令の規定による観光のための通過上陸許可書又は船舶上陸許可書	新法の規定による通過上陸許可書
旧令第十五条第三項又は第十六条第三項の規定に基づいて定められた上陸期間	新法第十六条第一項の規定により定められた上陸期間
旧令第十五条第三項又は第十六条第三項の規定により附された通過経路その他の制限	新法第十六条第三項の規定により附された条件
旧令の規定による緊急上陸の許可又はその許可の申請	新法の規定による緊急上陸の許可又はその許可の申請
旧令の規定による緊急上陸許可書	新法の規定による緊急上陸許可書
旧令第十七条第一項の規定に基づいて定められた上陸期間	新法第十七条第一項の規定により定められた上陸期間
旧令の規定による水難による上陸の許可又はその許可の申請	新法の規定による避難上陸の許可又はその許可の申請
旧令の規定による水難による上陸許可書	新法の規定による避難上陸許可書
旧令第十八条第四項の規定に基づいて定められた上陸期間	新法第十八条第一項の規定により定められた上陸期間
旧令第十八条第四項の規定により附された行動の範囲その他の制限	新法第十八条第四項の規定により附された条件
旧令第十九条第二項の許可	新法第二十二号第三項又は第二十三条第一項の許可
旧令の規定による在留期間の更新の申請	新法の規定による在留の延長の申請
旧令の規定による再入国の許可の申請	新法の規定による再入国の許可の申請
旧令の規定による再入国の許可	新法の規定による再入国の許可で、数次再入国の許可以外のもの
旧令の規定による再入国の許可の有効期間	新法の規定による再入国の許可の有効期間

（ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基づく外務省関係諸命令の措置に関する法律の一部改正）

第十四条 ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基づく外務省関係諸命令の措置に関する法律（昭和二十七年法律第二百二十六号。以下「法律第二百二十六号」という。）の一部を次のように改正する。

題名中「措置」を「措置等」に改める。

第二条の見出し中「経過規定」を「経過規定等」に改め、同条第六項中「出入国管理令第二十二号の二第一項」を「旧出入国管理令第二十二号の二第一項」を「旧出入国管理令第二十二号の二第一項又は出入国法（昭和四十七年法律第 号）第三十一号第一項」に改める。

（日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う出入国管理特別法の一部改正）

第十五条 日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う出入国管理特別法（昭和四十年法律第四百四十六号。以下「法律第四百四十六号」という。）の一部を次のように改正する。

題名中「出入国管理特別法」を「出入国特別法」に改める。

第一条第一項中(出入国管理令(昭和二十六年政令第三百十九号)に定める本邦をいう。)

第六条第一項中「出入国管理令第二十四条」を「出入国法(昭和四十七年法律第 号)第三十七条」に改め、同条第三項中「出入国管理令第二十七条、第三十一条第三項、第三十九条第一項、第四十三條第一項、第四十五條第一項、第四十七條第一項及び第二項、第六十二條第一項並びに第六十三條第一項中「第二十四條各号」を「出入国法第三十二條第一項、第四十五條第一項、第四十八條第一項、第五十條第一項、第二項及び第五項並びに第五十二條第五項中第三十七條各号」とあり、同法第三十八條中「前条各号(第四号を除く。以下同じ。)」に、「出入国管理特別法」を「出入国特別法」に改める。

第七条(見出しを含む)中「出入国管理令」を「出入国法」に改める。
(法律第二百二十六号の適用を受ける者等の上陸許可の要件等に関する経過措置)
第十六条 附則第十四条の規定による改正後の法律第二百二十六号第二條第六項の規定により本邦に在留する者については、新法第五條第二号中「受けている者で、最後の出国時における在留資格の区分と同じ区分の在留資格をもつて本邦に在留しようとするもの」とあるのは「受けている者」と、新法第九條第九項中「最後の出国時における在留資格及び在留期間をもつて」とあるのは「ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基づく外務省関係諸命令の措置等に関する法律(昭和二十七年法律第二百二十六号)第二條第六項の規定により」と、新法第三十六條第一項中「在留資格を有する外国人で、その在留期間の満了前に本邦に再び入国する意図をもつて出国しようとするものが、出国前の在留資格の区分と同じ区分の在留資格をもつて再び本邦に在留しようとするとき」とあるのは「外国人が本邦に再び入国する意図をもつて出

国しようとするとき」とする。
2 前項に規定する者又は次項において準用する新法第二十九條第一項の規定による許可を受けた者については、新法第六條第二項中「事実により次の各号の一」とあるのは、当分の間、「事実により次の各号(第一号から第三号までを除く。の一)」とする。

3 新法第二十九條の規定は、第一項に規定する者が新法第二條第二項第十一号の在留資格の取得を希望する場合について、新法第三十一條第二項、第四項及び第五項の規定は、これらの者が同号の在留資格以外の在留資格の取得を希望する場合について準用する。

4 前項において準用する新法第三十一條第二項の規定による許可を受けた者については、新法第二十二條第五項中「第三十一條第四項」とあるのは「第三十一條第四項(附則第十六條第三項において準用する場合を含む。)」と、新法第三十三條第一項中「第三十一條第二項」とあるのは「第三十一條第二項(附則第十六條第三項において準用する場合を含む。)」と、「第三十一條第四項」とあるのは「第三十一條第四項(附則第十六條第三項において準用する場合を含む。)」とする。

5 第二項に規定する者については、当分の間、新法第二十六條及び第三十七條第十号から第十二号までの規定を適用しない。

6 法律第二百二十六号の施行の日以後本邦で出生し、引き続き本邦に在留する外国人(旧令第五十條第一項又は新法第三十二條第一項の許可を受けた者を除く)で、出生の時に於いてその父母の一方又は双方が次の各号の一に該当するものについては、当分の間、新法第二十六條、第三十三條第一項及び第三十七條第十号から第十二号まで並びに第七十八條中第三十條第一項の許可に係る部分の規定を適用しない。ただし、新法第二條第二項第十一号及び第十四号の在留資格以外の在留資格を有することとなつた後に

一 法律第二百二十六號第二條第六項の規定により本邦に在留する者
二 第三項において準用する新法第二十九條第一項の規定による許可を受けている者
三 法律第四百十六號第一條の許可を受けている者で、当該許可を受ける際法律第二百二十六號第二條第六項の規定により本邦に在留していたもの

(法律第四百十六號第一條の許可を受けている者の上陸許可の要件等に関する経過措置)
第十七條 法律第四百十六號第一條の許可を受けている者は、新法第二條第二項第十二号及び第二十六條の規定の適用については、新法第二條第二項第十一号の在留資格を有する者とみなす。

2 前条第一項及び第二項の規定は、前項に規定する者について準用する。この場合において、同条第一項中「ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基づく外務省関係諸命令の措置等に関する法律(昭和二十七年法律第二百二十六号)第二條第六項」とあるのは「日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う出入国特別法(昭和四十年法律第四百十六号)第一條第一項」と読み替えるものとする。
(法務省設置法の一部改正)
第十八條 法務省設置法(昭和二十二年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。
第十三條の十第一項中「出入国管理令(昭和二十六年政令第三百十九号)の規定による退去強制令書の執行を受ける者を送還するため一時これらの者を」と「出入国法(昭和四十七年法律第 号)の規定により退去を強制される者を一時」に改める。
(外国人登録法の一部改正)
第十九條 外国人登録法の一部を次のように改正する。

第十二條第一項中「出入国管理令第二十六條」を「出入国法第三十六條第一項」に、「出入国管理令に定める」を「同法に定める」に改める。
第十二條の二第一項中「出入国管理令第二十六條」を「出入国法第三十六條第一項」に改める。
第十三條第二項中「出入国管理令」を「出入国法」に改める。
第十四條第二項中「出入国管理令」を「出入国法」に、「在留期間の更新又は在留資格の変更」を「在留の延長又は在留資格の区分の変更」に改め、同条第三項中「在留期間の更新又は在留資格の変更」を「在留の延長又は在留資格の区分の変更」に改める。
(外国人登録法の一部改正に伴う経過措置)
第二十條 前条の規定による改正後の外国人登録法第三條第一項の規定にかかわらず、新法の施行の日前に本邦に入つた者、本邦において外国人となつた者又は出生の事由により旧令第三章に規定する上陸の手續を経ることなく本邦に在

年法律第 号)に、「觀光のための通過上陸の許可、転船上陸の許可」を「通過上陸の許可」に、「及び水難による上陸の許可」を「又は避難上陸の許可」に改め、同条第二項中「出入国管理令第二條第五号」を「出入国法第二條第一項第四号」に改める。
第三條第一項中「出入国管理令第二十六條」を「出入国法第三十六條第一項」に、「六十日以内」を「九十日以内」に、「出入国管理令第三章に規定する上陸の手續」を「同法第三章の規定による上陸に関する手續」に、「三十日以内」を「六十日以内」に改める。
第四條第一項第十号中「出入国管理令」を「出入国法」に改め、同項第十四号及び第十五号を次のように改める。
十四 在留資格の区分(出入国法に定める在留資格の区分をいう。以下同じ。)
十五 在留期間(出入国法に定める在留期間をいう。以下同じ。)

第十二條第一項中「出入国管理令第二十六條」を「出入国法第三十六條第一項」に、「出入国管理令に定める」を「同法に定める」に改める。
第十二條の二第一項中「出入国管理令第二十六條」を「出入国法第三十六條第一項」に改める。
第十三條第二項中「出入国管理令」を「出入国法」に改める。
第十四條第二項中「出入国管理令」を「出入国法」に、「在留期間の更新又は在留資格の変更」を「在留の延長又は在留資格の区分の変更」に改め、同条第三項中「在留期間の更新又は在留資格の変更」を「在留の延長又は在留資格の区分の変更」に改める。
(外国人登録法の一部改正に伴う経過措置)
第二十條 前条の規定による改正後の外国人登録法第三條第一項の規定にかかわらず、新法の施行の日前に本邦に入つた者、本邦において外国人となつた者又は出生の事由により旧令第三章に規定する上陸の手續を経ることなく本邦に在

第十二條第一項中「出入国管理令第二十六條」を「出入国法第三十六條第一項」に、「出入国管理令に定める」を「同法に定める」に改める。
第十二條の二第一項中「出入国管理令第二十六條」を「出入国法第三十六條第一項」に改める。
第十三條第二項中「出入国管理令」を「出入国法」に改める。
第十四條第二項中「出入国管理令」を「出入国法」に、「在留期間の更新又は在留資格の変更」を「在留の延長又は在留資格の区分の変更」に改め、同条第三項中「在留期間の更新又は在留資格の変更」を「在留の延長又は在留資格の区分の変更」に改める。
(外国人登録法の一部改正に伴う経過措置)
第二十條 前条の規定による改正後の外国人登録法第三條第一項の規定にかかわらず、新法の施行の日前に本邦に入つた者、本邦において外国人となつた者又は出生の事由により旧令第三章に規定する上陸の手續を経ることなく本邦に在

留することとなつた者の登録の申請（これに係る罰則の適用を含む。）については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）
第二十一条 この附則に定めるもののほか、新法の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（罰則に関する経過措置）
第二十二条 新法の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由

最近における出入国に関する状況等にかんがみ、これらの状況に即応して、出入国管理令を廃止し、新たに本邦に入国し、又は本邦から出国するすべての人の出入国を公正に管理するための法律を制定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

刑事訴訟費用等に関する法律の一部を改正する法律案

刑事訴訟費用等に関する法律の一部を改正する法律

刑事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十一号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項ただし書中「立ち会つた場合に限る」を「立ち会つた場合に限り」とし、旅費のうち船賃の算定に係る運賃の等級については、裁判所が相当と認めるところによる」に改める。

附則

- 1 この法律は、公布の日から起算して七日を経過した日から施行する。
- 2 この法律の施行前に要した費用については、なお従前の例による。

理由

国選弁護人の社会的地位等にかんがみ、国選弁護人に支給すべき船賃は、裁判所が相当と認める等級の旅客運賃によつて算定することとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。